

平成27年第3回定例会議事日程（第3号）

平成27年9月17日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

山 本 定 生 議 員

中 家 章 智 議 員

岸 本 加代子 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

花 畑 明 議 員

平成27年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成27年9月17日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月17日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健 康 福 祉 課 長	上西 裕
企 画 財 政 課 長	奥田 健一	産 業 建 設 課 長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上 下 水 道 課 長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。会議に先立ち議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いがございます。

発言は、必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

また、一般質問について、議長よりお願いがあります。

一般質問のやりとりは、町民の重要な行政情報となっております。余り唐突な話をすると、町民はついていけず誤解を生みかねないと思います。議論は正面から行ってください。

質問者は通告からそれない明確な質問を行い、質問時間の有効利用をお願いします。答弁者は、質問内容をよく聞いて明快な答弁をお願いします。

それでは、ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に横川議員、花畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。

また、質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく申し上げます。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し厳守してください。

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） おはようございます。是石利彦であります。

去る9月10日、台風18号による記録的豪雨が続き、茨城県常総市の鬼怒川の堤防が午後0時50分決壊しました。テレビ中継もあり、堤防決壊の猛威に屋根の上に避難した人々を乗せたまま、なすすべもなく流されていく家屋が放送されておりました。被災された人々、地方の皆様の一日も早くの復興、復旧を祈るばかりであります。

一方翻って、吉富町は、8月24日九州上陸の台風15号でも、今回の東北地方のような風水害被災を受けるやもしれなかったわけでありまして、吉富町としても町内の防災、減災に向けてより一層の検証と実行が望まれております。情報の伝達と共有をしっかりと図ってほしいものです。

さて、一般質問でトップバッター久しぶりのような気がします、今回は、一つのテーマです。あれっと、気づくことがありまして、入札結果調書という資料に記されている入札業者名に着目いたしました。

1番目、工事請負契約及び業務委託契約の年間件数及び金額を改めてお聞きすると、多くの発注件数になると思われませんが、具体的に26年度の工事請負契約と業務委託契約の発注件数とその金額についてお尋ねします。あわせて、町内外業者への工事請負及び業務委託について発注状況もお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

昨年度、吉富町が発注した全体数を御報告いたします。

工事請負契約は、件数78件、金額4億9,577万7,458円、「もう一回、ゆっくり言って」と呼ぶ者あり）金額4億9,577万7,458円、工事实施に係る業務委託契約は、件数26件、金額7,330万5,598円となっております。

また、町内、町外業者への発注状況は、工事請負契約では、町内業者で件数52件、金額3億3,696万4,331円、町外業者で件数26件、金額1億5,881万3,097円。工事实施に係る業務委託契約では、町内業者で件数ゼロ件、町外業者で件数26件、金額7,330万5,598円となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。挙手をして。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとその中に入れてなかったと思いますが、随意契約についてお聞きする、今できますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 随意契約の報告をいたします。工事請負契約につきましては、随意契約は、そのうち55件、78件中55件です。金額といたしましては、3,042万6,892円です。業務委託契約につきましては、26件中16件が随意契約となっております、金額が4,023万5,998円となっております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。次に。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい。次に、吉富町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱による事業者のうち、吉富町内で、土木工事一式、建築工事一式、舗装工事一式を請け負うことができる業者が、現在、それぞれ何社あるのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

吉富町建設工事指名登録入札参加願が提出された、土木工事、建築工事、舗装工事の許可を受けた指定業者について御説明をいたします。

まず、指名競争入札参加願提出業者総数679社のうち、建設業許可のみを受けた業者が337社であります。複数の許可を受けている業者もありますので、土木、建築、舗装それぞれの数になりますと、土木工事業許可が215社、舗装工事業許可が133社、建築工事業許可が161社となります。

次に、コンサル業のみの指名競争参加願提出業者総数は315社、コンサル業に加え建設業許可を持つ業者は25社あり、建設業法上の許可を受けている数は、土木工事業許可が18社、舗装工事業許可が7社、建築工事業許可は8社であります。

建設業法上の許可を持つ業者はそれぞれ、土木工事業許可社は233社、舗装工事業許可が140社、建築工事業許可が169社となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） たくさんおるんだなと思いましたが、これ、今、私は、吉富町内でと言ったわけで、町内業者はその中どれくらいなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 大変申しわけありません。工事は、私、吉富町内で仕事をできる業者ということで、総数お答えしました。その中に、吉富町の業者が含まれておりますことから、町内業者の数については、ちょっと今資料がございませんでお答えできません。申しわけありません。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 吉富町内と町外と発注状況をお尋ねしますと、私、事前にお知らせしております。ですから、その数字がわからんはずないと思うんですが、議長いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 後で、調査して、「後で調べて」と呼ぶ者あり）調べて報告してください。是石議員、それで結構ですか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君）　そういうことですが、今、215件とか161社とかありました。色んな数字が出ておりますが、これは公開されとるんでしょうか、非公開でしょうか。

○議長（若山 征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君）　指名願登録に参加された業者につきましては、特段公表という形はとってはおりませんが、登録の一覧表は準備はしております。

　　以上です。

○議長（若山 征洋君）　是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君）　それも合わせていただきたい、できるんですね。よろしいですか。お願いします。

　　それで、公開できるということですので。例えば、他市町ではホームページなんかで、登録業者っていうんですか、の公開されとるところあります。うちはホームページなんかではしてないということでしょうか。

○議長（若山 征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君）　特段ホームページ等では公開はしておりません。

　　以上です。

○議長（若山 征洋君）　3回いきましたから。

○議員（7番 是石 利彦君）　はい、わかりました。

○議長（若山 征洋君）　続けて。

○議員（7番 是石 利彦君）　公開しないということですね。工事請負及び業務委託については、それぞれの担当課が必要に応じて予算化するわけですね。その担当課で業者選定から入札、契約に至るまでの業務を現状では行っております、と思いますが、今後は他市町でも実施されているように、業者選定から契約までの一連の入札業務については、他の担当課に、ほかの担当課ですね、一元化して事業を行う担当課と分離して事務の効率化を図り、事業担当課と入札業務担当課の業務を的確かつ能率的な対応ができるように提言するものです。

　　今議会ではここまでにとどめ、次回詳細についてはお尋ねしたいと思いますが、よろしく申し上げます。先ほどの資料よろしく申し上げます。

.....

○議長（若山 征洋君）　山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君）　2番の山本です。まずは、関東東北地方の豪雨水害に対して、規模や内容は違えど、過去同じく水害被害を経験する吉富町の住民として、心よりお見舞い申し上げます、住民皆さんの無事をお祈り申し上げます、私の一般質問に入らせていただきます。

1. 昨年からことしにかけて続いている吉富小学校の芝生化寄附について、この経緯と現状説

明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 小学校の芝生化の寄附についての御質問でございますが、平成26年の第4回の定例町議会でも、山本議員の一般質問、小学校の芝生化についてでお答えしたと重複する部分もありますが、まずは、寄附の経緯から回答いたします。

寄附者は吉富町出身者の方で、ふるさとに恩返しをしたい、母校である吉富小学校教育振興のためにと、平成26年6月4日、町経由で教育委員会宛てに、吉富小学校芝生化の寄附の申し出がありました。

教育委員会は、翌日の6月5日にこの申し出書の受け付けをしまして、その翌日6月の6日に守口委員長に申し出のあった旨を報告し、採納を決定いたしました。

その後、寄附採納について町長決裁を受けまして、寄附採納決定通知を6月11日に、町長と教育長とで直接交付をいたしました。

現状といたしましては、本年の8月31日に芝の定着が見られたので、教育委員会が受納し、その後は学校のほうで管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番目です。今後の管理計画と予定についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今後の管理につきましては、教頭を中心に、主幹教諭、教頭、校長とで、芝の管理をするようにしております。

管理の内容といたしましては、散水、施肥、芝刈り、草取り等があります。まず、散水については、トラック内は土壤管理を改良しているので雨水で対応することが可能です。しかし、晴天が続く等天候により、芝の状態を確認しながら、散水をいたします。散水につきましては、移動式のスプリンクラーを寄附していただいておりますので、それを活用してトラックの3カ所で行います。1カ所30分程度の所用時間ですので、約1時間半かかることとなります。

施肥は月に一度散布、芝刈りは、芝刈りがたを3センチ以上で行います。それから、草取りにつきましては、児童の運動場掃除当番が行うように、今のところ計画しております。

また、現在定着しているのは、夏芝でありますので、今後は夏芝の状態を確認しながら、冬芝の播種を行うように計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問目です、この芝生化と教育との関係と申しますか、意味です

ね、と現実についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 芝生化と教育との意味についての現実でございますが、若干長くなりますが、回答したいと思っております。

そもそもの学校運動場の芝生化、これは多くの効果があります。文科省もこの整備推進を図っております。

その効果といいますと、一般的には、強風による飛び砂の防止、それから夏場の気温上昇の抑制、けがの防止等が上げられております。

それにより、外遊びを促進し、活発な運動をふやすことにより体力アップが図られます。一部では、そういう外遊びにより個から集団へと遊びの内容が変化し、社会性の発達やコミュニケーション能力の発達が図られるという考え方もされております。

本町におきましても、平成26年度の体力運動能力テストの結果を見ますと、A、B、C、D、Eの5段階評価で、全体の34.2%の児童がD、Eということになっております。原因といたしまして考えられますのは、やはり外遊びよりもゲームなどの情報機器を使った遊びとか、塾や習い事に行ってる子供たちは外で遊ぶ時間が少ないと、また、スポーツ教室など行ってるわけでございますが、そういった組織でプログラムに沿った活動している子供は、その分野はたけているものの、バランスのとれた成長になっていないなどが、上げられるのではないかと考えているところでございます。

そのような中、子供の体力アップを図る環境づくりとして、この運動場の芝生化は大変効果をもたらすものであると考えております。

次に、現実はということでございますが、使用期間も短いことから早々には目に見える結果は出るものではございませんので、お答えするのは難しいところでございますが、昨年の運動会の練習等を通じましては、事実、砂ぼこりは少なく、照り返しによる気温の上昇等も少なく、児童たちにとっては、楽しく運動を行うことができたのではないかなど、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もともと、これは昨年の26年4月に、町長が芝生化を行うということを出してきたものでございます。現実に寄附という形で、小学校が芝生化されました。今この質問、この芝生化と教育の意味と現実についてですが、町長の考えはどうでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほど、教育長から答弁もありましたが、その中に、この芝生化と教育との意味と現実についてということで、そもそも学校運動場の芝生化は多くの効果が見込まれており、文科省もその整備推進を図っていますという答弁いたしました。まさに、私もそのように考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そのように、本来はいい形であったんであろうかと思いますが、結果的として1年間、この寄附者がこの運動場の中心部を占有するという形の、いわゆる前代未聞な結果となったわけですが、この間教育委員会ではどのような議論をされたのか、そして、PTAや保護者にはこの間のことについては、どのような説明をされたんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 工事の場合、それから使えなく、運動場がですね、そのために、工事で使えなくなったり、または、生育が思ったより不十分なために、運動場が使用できなくなったり、そういったことがあるたびに、PTAのほうには学校のほうから通知を配布しております。

委員会では定例の委員会があるたびに、その件は報告をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この子供たちの活発な活動と体育体力の向上ということですが、中心部が使えない、1年間使えないという逆の効果を生み出してしまったのではないかと思いますし、PTAや保護者に対しては意見交換もなく、通知1枚で終わらしたというのは、これはいかがなものかとは思いますが、これ以降につきましては、特別委員会、吉富小学校芝生化寄附特別委員会を設置しておりますので、そちらのほうで続けてお聞きしたいと思いますので、この件につきましては以上で終わります。

2番に入ります。現在、吉富町が町内数箇所に設置されている防犯カメラについて、これらの目的についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在、吉富町が設置している防犯カメラは合計で24台ございます。今のところその全てが、産業建設課が管理する施設及び工作物に設置をしております。

設置場所は、吉富駅に13台、天仲寺公園に3台、鈴熊山公園に3台、水と光のスペース21に1台、吉富漁港に4台となっております。

これらの防犯カメラの運用については、平成25年7月に策定した吉富町が設置する防犯カメラの運用に関する要綱に基づき、適正な運用を行っているところでございます。

設置の目的ですが、この要綱第2条で、防犯カメラの定義をしております。「防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため固定して設置された映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。」、と規定しております。防犯カメラの目的といたしましては、防犯の犯罪の抑止を目的としております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと済いません。今聞きそびれたんですが、要綱と言われたんで、その上位の条例か何かがあると思うんですが、それはどういう形になるのかな。ちょっとそれもお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 要綱でございますので、内部で、町の内部、行政機関の内部を規制するものでございます。条例は外部、町民とかを規制するものでありますので、これは要綱で規制をしております。

ただ、福岡県に、これ平成19年8月に制定してるんですけども、福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというのがございますが、これに基づいて本町も要綱を制定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その要綱につきましては、外部で公表をされたんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 例規集にも載せております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） では、続けて2番に行きます。

少年犯罪やプライバシーと権利について、この防犯カメラが少年犯罪防止とかそういう形に絡むんであるかと思えます。ただ、そこに側面いたしますと、プライバシーと権利という問題が出てきますので、先ほどの1番目の質問ともちょっと重複するんですが、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 個人のプライバシーにつきましても、先ほど申し上げました、吉富町の要綱や福岡県のガイドラインに基づき適正な管理を行っております。

犯罪に関する情報に関しましては、吉富町の要綱第9条にその取り扱いを規定しております。通常防犯カメラで記録した画像データ及び画像データに係る情報は他に提供してはならないという規定をしているんですが、その例外規定といたしまして、この9条で犯罪に関しましては、捜索機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合は提供してもよいというふうに定めておりますので、そのとおり運用しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続けてお聞きしようと思ったことの答え言われてたんでありがとうございます。

ただ、その基本的には、これはどこの条例とかこういうマニュアルの中でも載っているんですが、警察機関、捜査機関に対しては、公文書により提供、ただしそれはデータそのものを提供する場合だと、大体うたっているわけです。

ただし、例えば、今起きたことをすぐに見る場合、映像を見せる、それに関してはそうではないかと思うんですが、その辺の取り扱いについて開示方法その辺はどうなってますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど、申し上げました要綱第9条に例外規程を設けておるんですが、例外規定としましては、法令等に基づく場合、次に2号、今のが1号です、2号が人の生命、身体または財産に差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合、というのが2号。3号が先ほど申しましたように、公文書による捜査機関からの照会があった場合。この3点について例外規定としております。

2項に緊急必要がある場合というのがございますので、そういった場合はすぐにでも提供をするというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けたんですが、その緊急を判断するのはどこになるのでしょうか、その1点確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その判断は、この要綱に定められております管理責任者、管理責任者というものを定めておりますので、その管理責任者が判断をすると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、管理責任者となると設置された、先ほど産業建設課ということでしたので、産業建設課ということによろしいですね。

ちょっと、続いて次の質問に行きます、もう3問目ですから、今後町の方向性、方針は、重点となるポイントについて何になるのかその辺をお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

器物破損や不法投棄などが繰り返し行われている特定された場所、または窃盗事件などが繰り返し発生している地域がある場合は、設置を検討する必要があると思われれます。

しかし、やみくもに町内に増設することは、どうなのかなというふうに考えております。多くの場所をカメラで監視されている町が、果たして住みよい町につながるものかという疑問が湧いてきます。犯罪を防止するためには、まず、各家庭においてドアや窓に鍵をかけるなどの防犯対策を行っていただきたいということ、そして地域全体で防犯意識の向上を図ることが重要であるというふうに思っております。

犯罪者が嫌うのは地域の目であると言われております。ふだん見かけない人が不審な行動をしている場合、場面を見かけたら、警察に相談、通報するなど地域全体で支え合うことが、重要なポイントではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今言われた、防犯は地域の人目、地域の力、地域の目、というのが一番大事であるということは、十分に皆さん承知だろうと思います。そういったことで、今までやってきたし、これからもやるんだと思いますが、とは言いつつも最近の犯罪を見ますと、大変こうかつになりさらにIT化になり難しくなっているという側面もあります。

先日も兵庫県ですか、中学生が連れ去られて亡くなりになった件ですとか、そういうのも結局防犯カメラが基本になったと。ですから、この防犯カメラは犯人を見つけるためじゃなくて、抑止力ということにもやはり多くつながると思うんです。ですから、その辺はぜひこれからも、監視ということではなくて、抑止という面でいろいろやってほしいと思います。

それで、今の件につきまして、次ちょっと質問もう1件あるんですけど、防犯カメラ設置により、犯人の特定や抑止力にも効果があったとお聞きします、町内でも。説明できる範囲で結構です。簡単でいいので、現在までの吉富町で防犯カメラをつけてからの、設置してからの実績とか、何か例があれば、町民の皆さんにわかりやすいように御説明をしてもらえますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

当課で管理しております防犯カメラで、特に被害等がある、盗難等がある吉富駅に関しましては、被害を受けた方が警察へ被害届を出し、警察が捜査をするわけですが、最終的には、その事件が結論に至ったということは、特別報告はございませんが、何件かは窃盗した方は逮捕した、また、あるいは指導したということの旨は報告あります。正式に文書等での報告はございません。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、正式な文書公開、確かに、これは警察が文書で、その映像を見せてくれと文書で出したわけじゃないから、多分文書では入ってこないと思うんです。それは仕方がないと思いますが、少なくとも、聞く範囲では、いろいろなこの抑止力につながったとお聞きしておりますので、今後も、いい意味で防犯カメラを活用してほしいということと、あとは、防犯カメラはレンズのところによくクモの巣が張りますので、虫がついたりしますので、あれがついていると全く意味がありませんから、その辺は十分注意して、これからも続けてほしいと思います。

では、続いての質問に移ります。

3番、放課後児童クラブ室棟建設について、国・県の補助対象基準額の説明と、議会の附帯決議をどのように趣旨に沿った施策を講じられたのか、説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

本年6月議会でこの件につきまして附帯決議をいただいております。既に国・県から設計書に基づき整備交付金基準額といたしましては、2,442万7,000円、国県の交付金としましては、1,628万4,000円の内示を受けて事業を実施しております。

附帯決議の内容につきましては、十分理解をしております努力をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） どのような形で尊重されたのか、そこをお聞きしたいのですが。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

昭和24年12月15日に出されました行政実例並びに最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説、その中に書かれたとおりをやっております。

以上でございます。（「ちょっと今の質問の答えになってない、どうしたんかっていう話」と

呼ぶ者あり)

○議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) 先ほどお答えしたとおりです。来年の4月1日に向けて、事業を開始しております。付帯決議をいただきましたが、先ほど申したとおり、国・県からの設計書類に基づき交付金の内示を受けて、工期も迫っております。内容等は十分尊重させていただきました。

以上でございます。(「どの部分が尊重したのか」と呼ぶ者あり)

○議長(若山 征洋君) 挙手をして。健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

前回の付帯決議のとき、基準額に沿った建設ということで、付帯決議を受けたと思うんですが、基準額2,442万7,000円では今の事業を遂行できません。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) ということは、尊重しないということの答えでいいんですね。今の言い方だと。そうですね、尊重するという内容がどこを尊重するんですかといいましたけど、今言われたのは、付帯決議の内容ではできませんという答弁であれば、尊重はしないというそういうことでよろしいですか。いいですか。よろしければそのまま次に行きますよ。

○議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) 私は尊重と言いましたが、実状的には無理なお話であったので、計画どおり事業を進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) ということは尊重しない、しなかったということですね。わかりました。続いて次の質問に移ります。

4問目の質問に入る前に、私は専門的なことはわかりません。一般の町民の皆さんがわかりやすく、納得できるような説明を求めて質問を続けます。

4番、町起債、町の借金のことだと思いますが、この推移と予定についての説明を求めます。

○議長(若山 征洋君) 企画財政課長。

○企画財政課長(奥田 健一君) お答えいたします。

町の起債の推移とその予定についての説明でございます。

町の借金であります、一般会計の町債の推移についてであります、地方の財源不足に対処するために、平成13年度から開始されました臨時財政対策債の発行のために、最近これが増加の

傾向でございます。

平成14年度末の13億2,000万円を底にいたしまして、増加に転じ始め、この平成26年度末のこの残高は24億5,587万1,000円となっております。そのうちの約60%に当たります16億円弱が、先ほど言いました臨時財政対策債となっているわけでございます。

ただし、この臨時財政対策債につきましては、その元利償還金について100%交付税措置がされることとなっておりますので、本町の財政運営にこれが大きな影響を与えるものではないと考えてございます。

つぎに、この臨時財政対策債を除きます町債につきましては、ピークの平成7年度末には残高が20億7,000万円まで増加しておりましたが、財政健全化のために事業抑制してきた結果、平成22年度末には、それが約6億7,000万円まで大きく減少いたしました。

23年度からは、起債を活用しました減災防災や第4次総合計画に基づきまして、積極的に事業展開している関係もございまして、再び増加に転じておるわけでございますが、平成26年度末の残高は約8億6,000万円となっております。

また、町には一般会計のほかに特別会計があるわけですが、特別会計では上水道、下水道の会計等がありますが、それぞれ町債を発行しておりまして、平成26年度末の残高は、上水道で約2億3,000万円、下水道で約20億9,000万円となっております。特に、下水道事業は、現在、整備途中ということもありますので、起債額が大きくなっておるわけでございますが、財政計画で将来の見通しも十分示されておりますし、一般会計からの繰り出しに、今、備える形での下水道基金の積み立ても計画的に行っております。

最後に、今後の予定としましては、一般会計につきましては、引き続き総合計画、町の総合計画に基づく事業や今の地方創生のための事業を、今後積極的に進める必要がございます。それと、あと公共施設の老朽化に伴いまして、施設の更新等が発生する時期でありますため、増加がまた見込まれるところではございます。

下水道につきましても、先ほど言いました、整備途中でございますので、当然今後も増加いたしますし、今言いました老朽化施設の更新もございまして、上水道事業でも新たな町債の発行が見込まれておるところでございます。

以上、幾つかの、いずれの会計につきましても、町債の残高自体は今後増加していくものとは認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、以前、町の起債が大きい時期があったというふうにお聞

きましたので、一つ例を挙げてお聞きしたいんですが、いわゆるフォーユー会館と町営住宅である幸子団地、こちらのときの総事業費に、いわゆる町の借金である起債額、その借金返済金である公債費と償還金の推移、わかりましたら説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 事前に、議員さんからフォーユー会館と幸子団地について御質問をするということで聞いてございましたので、多少なり資料は用意させていただいておりますので、お答えできる範囲内で、資料がある範囲内での回答とさせていただきたいと思えます。

まず、フォーユー会館の建設事業なんですが、平成3年度、4年度の2カ年で事業を行っておるようでございます。そのときの2カ年の総事業費が13億4,198万3,000円でございます。その財源の内訳としまして、地方債が合計で11億170万円、あとその他の特定財源といたしまして、これは中央公民館建設基金を充てているようでございます。その合計が2億4,028万3,000円となって、そういった財源の内訳となっているようでございます。

償還につきましては、今言いました地方債の合計額が11億170万円ですが、これは起債が10年の償還ということで、起債をしておりますので、もう既に起債の償還は完了しております。11億の起債を借りまして、償還した合計金額は、約14億3,000万円近くを償還したというようなことになってるようでございます。

次に、幸子団地なんですが、幸子団地につきましては、平成4年度から平成8年度まで、5年間ですか、事業を行ったようでございます。総事業費は10億3,966万円ですか、その財源といたしましては、国県支出金が4億3,400万円ぐらいです。それから地方債がほぼ同じ4億3,300万円程度でございます。あと、それに一般財源が1億7,300万円程度というような財源内訳になっているようでございます。

償還につきましては、これは25年の償還の年限でございますので、今現在、まだ償還をしておるところでございますが、今のところの見込みでは、先ほど言いました、元利償還額、起債額、要は借り入れた額が4億3,300万円程度に対して、最終的な償還につきましては、7億4,000万円ぐらいは償還するようになるのではなかろうかなという見通しでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと古い形の資料ですが、町で大きな事業とこの当時のことですから、ちょっとお聞きさせてもらったんですが、今後、別府団地建設分を含んだ時点の起債予定に公債費の推移で最大になる時期はいつごろになるのか、またフォーユー会館建設のときは、いわゆる中央公民館建設基金というものを積み立てていたと思うが、今回のこの建設基金というものは積み立てなくてもよいのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

質問の2番目の償還など返済計画と財政計画にその根拠を求めるといふようなところと、ちょっと質問の内容が似ておったと思いますので、あわせてそこを回答ということでよろしいでしょうか。

それでは、町債の償還につきましては、これはシステムが導入されておまして、適切に管理をしております。将来の返済額についても十分な試算ができてございます。一般会計につきましては、今年度、予算計上している借り入れまで反映して試算を行いますと、返済のピークは平成29年度で、金額が約2億7,000万円程度ころになるかと思っております。その後は減少に転じていく予定でございます。

今年度の償還見込みであります金額が2億3,000万円というふうな金額となっておりますので、先ほど言いましたピークで2億7,000万円程度ということですので、余り大きな差はないのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、本町が借り入れを行っている町債の多くは、その返済の一部に交付税措置があります起債を選びまして有効に活用しておりますので、償還額が増加しても、その返済に充てるための交付税の措置される額といいますか、その額も増加というふうに見込まれておるわけでございます。

また、新たな起債によりまして、償還のピークの時期や、額がずれていくことも十分考えられるところなんですが、現在のところ、今後よほど無計画な起債を行わない限りは、町債の償還の負担が予算編成に大きな支障を与えるということは、ないのではないかとこのように考えておるところでございます。

将来の負担に関します全国的な基準といたしまして、この議会にも報告をさせていただきましたが、財政健全化法に基づきます将来負担比率というのがございます。この比率は数字が大きいほど将来の負担が大きくなるんだということを示しているんですが、本町ではその算定がまずされておられません。算定がする必要がないということでされてないわけでございます。

いいますと、充当できる財源のほうが、将来の負担する額よりも大きいというような状況でございます。現時点では、将来の返済等には全く問題がないと考えてございます。

財政計画につきましても、平成23年度に策定しました第2次財政計画に基づきまして、第4次総合計画の事業を進めた場合、平成34年度までの財政シミュレーションを行っておるところなんですが、現在のところ交付税が見込みよりも多く入っていることなどから、平成23年当時の試算よりもさらに良好な財政状況で推移をいたしております。この第2次の財政計画につきましては、今後、今年度、総合計画の中期基本計画が策定されますので、それにあわせて同じく中期の計画を策定いたしまして、内容の見直しは行うようにはしてございます。

さらに、将来的にもっとも町の財政的な重荷になるであろうと考えられておりますのが、老朽化施設の改善、更新ということなのですが、これにつきましては、公共施設等総合管理計画を来年度までに作成しまして、今後十数年間の、数十年間とのほうがいいと思いますが、長期にわたります施設の改善や更新に係るコストの試算と、そのコストを削減もしくは平準化し、健全な財政を維持するための財政計画を策定することにしてございます。

こうした計画に基づきまして、安定した財政運営のもとで、適切に町債の発行や償還を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

先ほどありました建設財源としての基金を設けなくてもいいのかというような話がありましたが、今のところ、言いましたように、起債の返還につきましても、問題なくいけるというようなことでの見込みを持ってございますので、今の時点で、建設の財源としての基金を、一つ今すぐに設ける必要はないのではないかとこのように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる説明していただきましたが、今説明の中に第2次財政計画に基づきというふうな説明がございました。この中から1点取り上げて御質問したいと思いますが、この財政計画、主要事業計画です、その中では公営住宅の建てかえというものが入っております。それに伴う形だと思っておりますが、町営住宅長寿命化計画というもとの、この事業スケジュールというものが組まれております。

この中でいきますと、公営住宅にかかる費用、これが今の平成34年までで事業費が合計で11億円とのことなんです。それが現時点で、別府団地まで含めるとこの部分に関しては超えるんじゃないか、先ほど、全体では第2次財政計画に基づくよりも低い金額で、今推移されてると言っておりましたが、それはほかの事業をやっていないだけで、ここに関しては超えてるんじゃないかと思いますが、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この現在の第2次財政計画につきましては、策定して今までの推移があるわけですが、議員さんおっしゃいましたように、公営住宅の建設事業等につきましては、その予定額のとおりではないというふうには認識しているところでございますが、ほかの事業等の合計の金額とかいうことでありますと、推移は予定どおりではあるというふうに、先ほどお答えさせていただきました。

今度、先ほど言いましたように、中期の基本計画の策定に基づきまして、第2次のこの財政計画の策定も行いますので、そのときにまた整合性のとれた形で、もう一度きちっと見直しはして

いきたいと考えてはございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう、この今既に、幸子団地、山王団地はほぼ終わりで、別府団地については、もう建設に入るわけですね、その後に計画をつくるというのは、ちょっとこれ順番が逆ではないかなと。先に財政計画なりも計画を立ててから、計画があつて初めて実施に移るんではないかなと思うんですが、その辺は、若干私には理解が、わからないんですが、例えばこの町営住宅長寿命化計画の建てかえ事業のスケジュール、こちらにおける高浜団地、平原団地、今建設と書いております。こちらにおける総額予定、今時点で次の財政計画を立てる、今から立てると言われるのであれば、大体の金額が出てるんだと思うんです。この予定と償還時期、これは先ほどの説明の平成29年ピークはこれも含めた形でよろしいのでしょうか、どうなんでしょうかとということで説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほどの財政計画上の起債の償還ですが、につきましては、今現在に事業が行っているところの償還が必要なものを合計したものでございますので、行っていない事業、もしくは起債の額が上がった事業につきましては、行っていない事業についての分が反映されてないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう時間も押しますので、これらの起債の基金を含んだ財政計画について、町長はどういうお考えでしょうかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 先に企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。町長の前に、私のほうから答弁等をさせていただきます。

本町は、これまで財政規模から見まして、比較的多くの基金を積み立てておりまして、借金も非常に少ない、大変良好な財政状況を維持してきたとことでございます。

これは財政面だけでいいますと、過去により多くのまちづくりのための事業が実施できていたはずということも言える、考えられることができます。町が事業も、事業を何もしなければ必然的に借金もしないわけですから、その借金も減りまして、貯金である基金が増加していくというふうなことになると思います。基金が多いからといって、そういったすばらしい町であるということは、もちろん言えないわけでございます。

今後は国が進めます地方創生に向けた取り組みとしまして、各地域が知恵を絞って事業を進めていく中で、地域間格差といいますか、これまで以上に激化していくことが見込まれておるところでございます。

健全な財政の維持は大変重要なことではありますが、この起債等を活用しながら、財政出動を積極的に行いまして、住みよいまちづくりを先行して進めていくことが、競争に打ち勝っていくといいますか、残っていく上で十分重要になっているものだと考えておるところでございます。

基金につきましても、交付税に依存する吉富町は、国の対地方政策によって大幅に交付金が減らされる可能性もないわけではありませので、財政が危機的な状況になった場合に備えまして、一定の規模での貯金は考えておかなければならないものと思っております。

今後も増加が見込まれます、起債の償還につきましても、その財源として確保はしておくべきものではないかというふうに思っております。

しかしながら、先ほども述べましたように、基金はただふやせばよいというものではありませんし、現在、町の基金の残高は安定した財政運営のためには、十分な額が確保されております。財政の安全性確保のために一定の必要額はしっかりと確保した上で、残りは町の発展に必要な事業を実施するために、有効に活用することを検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。

起債につきましても、基金につきましても、しっかりした財政計画のもとで安定した財政運営を確保できるように配慮をしつつ、町の発展のために、そして町民の皆さんにとってより安心・安全で住みよい町となるように、有効に活用していくことが重要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 長い、長い本当に時間をいっぱい、いっぱい使ってくれる答弁ありがとうございます。

今のが、町長の答弁の代理ということでよろしいでしょうか、それを答弁といたしておきます。

今後も財政については、先ほど言われたように、今現時点の起債で償還額という説明を受けましたので、今後の施策次第では後世に借金、これを残すことにもつながるということがわかりましたので、今後もこの件については追求していきたいと思っております。これをもって私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 議員番号1番、中家章智です。よろしくお願いします。

一般質問に先立ちまして、私がこういう形でしゃべらしていただくのは、皆様の前では初めてだと思いますので、私の考えというか、それをまず先にちょっと時間をいただいて述べたいと思います。

今、私たち、日本に住んでいる私たちですけど、世界で一番幸せで、安全で、豊かで、そういう国に住んでいると思っております。その中で吉富、とても幸せな毎日を暮らしていると思うんです。それをもっと私たちは実感するべきだと思っております。

戦後70年という言葉をとしはよく聞きました。私たちの一つ前の世代は戦争を経験し、そして敗戦を経験し、ゼロの焼け野原から70年をかけて今の日本をつくってくれました。先ほど言いましたように、世界で一番豊かで、平和な国だと思っております。

私はことし51歳になりましたけれど、これを次の世代にきっちり残すのが私たち世代の、今ここにおける大人の大きな役割だと思っております。

確かに、日本は豊かです。国家予算がことしで9兆6千3億400億円。それに対して税収が5兆4千億円。確かに安倍総理になって、税収はふえました。国家予算もふえました。久しぶりにリーマン・ショック以来赤字国債の発行は4兆円切りました。ただ、国家予算の4割弱を赤字国債で賄っていくような仕組みです。

わかりやすく言うと、540万円の年収の方が960万円毎年使っている、あとは子供と孫の借金でローンを組んどけ、これが今の日本です。それでもまだ豊かさや、それ以上を求めるといのは、次の世代にツケを回すのは、もうそろそろやめたほうがいいんじゃないかというのが、私の考えです。

確かに、豊かな日本であります。ただ、今、社会保障費は3兆円を超えました。これは確実に毎年ふえていきます。税収5兆4千億円のうちの3兆円超えるのが社会保障です。社会保障費というのは、年金、医療、介護です。

確かに、中学生、高校生でも病院に入って、けがや入院することもあるでしょうけど、ほとんどが私たちより上の世代の方が使うお金です。それを私たちが使うんじゃなくて、将来の子供たちが担う税金で使って、自分たちのために使っているのが、今の日本だと思っております。

今、赤字国債が残高が1兆円を超えました。1人当たりで計算すると、800万円をゆうに超えています。今、国家予算の中で、赤字国債に返還する額が2兆3千億円ぐらいなんで、単純に1兆円を割ると約40年。40年先の納税者が払う税金を既に、私が、私たち今の世代が使っているということです。

今の小学生が、私たちの歳になって、税金を払うときの税収を、私たちはその人たちの税金を既に国家予算の半分使っているということなんです。それが非常に私は危惧しております。

確かに税金は安いほうがいいでしょう。福祉は厚いほうがいいでしょう。それを将来の世代にどれくらい残して、その人たちが、果たして将来日本で幸せに暮らせられるでしょうか。

皆さんもお子さんやもしくはお孫さんがいらっしゃると思います。当然私たちが育ってきた時代よりも、自分よりも幸せに育ってほしい、渡す自分たちよりも幸せに育ってほしいのは、当然のことだと思います。

でも、その人たちの未来を私たちが既に、ある程度、その人たちのお金を、もう私たちが使っているというのが、私の考えです。

ですから、なるべく税金を使わずに、消費税はもっと上げるべきだと思ってますし、できたら歳出を削る。それが私の考えです。

結局、今、プライマリーバランスという言葉をよく使いますが、基礎的財政収支です。これが、安倍政権は2010年の赤字を2015年には半減して、2020年にはゼロにするという国際公約を掲げてます。アベノミクスの成功により、2015年の半減するという政策は、これ実現できました。ただ、2020年にこれをゼロにするというのは、非常な困難が今からあります。私は、今の政権でそれをぜひやっていただきたい。それじゃないと未来はないと思ってます。

こういうことは、私はこの地方議会で新人として言っても、果たしてどれほどのことがあるんだろうかという気持ちもありますけれど、やっぱりこういうことは発信するべきだと思います。それが私の大きな考えです。そのために、私は議員になりました。そして、自分のできることを、今から1つでもやろうと思います。

吉富町のことを、ちょっと言わせていただきます。先ほど言いましたように、吉富、本当にきれいな豊かな町です。人口も少ないながら、人口密度が非常に高い町なんで、面積が狭いということを手にとり、今からでも十分いろんな事業がやっていけます。そういうことは後からいろいろお聞きしたいと思いますけど、まずは自分の考えとしてそういうことを述べさせていただきます。それを踏まえて一般質問に入らせていただきます。

副町長の設置について、まず1番なんですけど、私は、つい先日まで一町民でした。その上で、今、吉富町に副町長がないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思っておりました。それは、今まで私は外から、吉富町議会なりを見ておりましたんで、ちょっとわからないというのもございましたんで、この議場に入って初めての質問とさせていただきます。

1、過去8年間の経緯についてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

過去8年間の経緯でございます。平成20年3月6日と平成23年7月14日に副町長の選任について、議会の同意を求める議案を提案いたしました。いずれも不同意でございましたので、

そのまま副町長は不在となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 2回議会に上がって、否決されたからできなかったということでよろしいんですか。

そういうとき、例えば、大きな人事の案件だと思うんですけど、事前いろいろお話とか実際あったりすることがあるんでしょうか。

私、ちょっと詳しいこと知りませんでというところもございますけど、答えていただければと思いますけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 2番目の設置する、手順という質問として受けとめてよろしいでしょうか。

副町長の設置につきましては、地方自治法に定められております。第162条の規定によりまして、町長が議会の同意を得て選任することというふうになっております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その前に事前の協議があるのかという御質問につきましては、済いません、私はよくわかりません。（笑声）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私も、議員経験が12年あります。その間で、我々議員に全員に事前ということはあったかどうかということですが、思い返してみても、余り心当たりはありません。ただ、うわさではというようなぐらひの話はありましたが、それはあくまでもうわさでありまして、先ほど、課長が述べました、この2回について、私が町長になってからですが、全員の方に事前ということは、議会の直前の全員協議会で、この方を副町長にということでお話をさせていただきました。ただ、定例会、議会の中で、賛成少数ということで同意が得られなかったということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） はい、わかりました。

次は3つ目に移りますけど、県内で副町長または副市長を設置していない自治体はあるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平成27年6月1日現在でお答えをいたします。

福岡県内の自治体で、本町以外で副市長または副町長がいないところは直方市と大木町の2つになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） もし、わかってからでも結構です。わかる範囲で結構ですけど、その理由とかもしわかれば、わからなければ結構ですけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 申しわけございません。存じ上げてございません。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 4番目の質問に移ります。

現状で危機管理体制は大丈夫なのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現在、副町長の代行といたしまして、総務課長が代行を行っております。

幸いなことに今まで大きな危機に直面することがなく、順調に行政運営ができております。今後も重大な危機に直面した際には、副町長が不在ではございますが、危機管理に支障がないよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。

5番目の質問ですけど、結局これを聞きたかったんですけど、今後設置するお考えはないんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今日の地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が拡大しております。限られた行財政資源のもとで、住民のニーズに適切に対応していくことができるよう、機能的かつ効率的なトップマネジメント体制を構築するためには、特別職である副町長を設置することは望ましいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の事務方がお答えをいたしました。私自身としましては、環境を整えば副町長は置きたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今、町長が答弁されましたけれど、これは、はっきり言って、空席になっているほうがおかしいと私は思っております。議会で否決した経緯は、私はよくわかりませんが、ぜひこれは早急に取り組んで、吉富町として取り組むべきだと、私は思います。

今までの経緯より、今からのことを考えていただければ、それは町長のお気持ちが一番大事と思うんですけど、ぜひそれは、私は強く言いたいと思います。多くの町民もそれを望んでいるのではないかと、私は思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番の町長の所信表明についてということでお尋ねしたいんですけど、その前に、私がちょっとまとめた吉富町の現状というのを、今の私の立場から、要するに商工会の会長としての私の立場もありますので、産業面をちょっとまとめてきました。ちょっと時間をかりて発表させていただきたいと思います。

吉富町の立地、吉富町は九州一面積の小さな町5.68平方キロであり、福岡県と大分県との県境に位置し、大分県第三の都市中津市と一級河川である山国川を隔てて隣接している。また交通アクセスも近年の東九州自動車道の開通により、車で1時間以内の範囲には、北九州、南は大分県別府市に行けるようになりました。恵まれた立地であるといえる。地勢は広大な中津平野に属し、その間を流れる一級河川山国川の河口には、波静かな周防灘が広がる。またその山国川河口付近には吉富町の基幹産業にある田辺三菱製薬工場株式会社が広大な土地を所有して存在する。

人口の動き、本町の総人口は、昭和60年の7,549人をピークに減少傾向にあり、平成27年1月時点で6,969人である。しかし、吉富町の面積5.68平方キロメートルを考えると高い人口密度を維持しているといえる。これは、人口密度は全国1,741市町村中うち322位であります。上位18%のところにこのことであるといえる。非常にこれはすばらしいことだと思います。一方、世帯数については、昭和60年の2,306世帯から平成27年1月には2,907世帯と約600世帯増加している。このことを見て、うかがえることは町内の核家族化が進んでいるということである。核家族化が進む理由としては、吉富町の産業構造の変化である。

昭和60年における第1次産業の従事者は全体の15.9%で、農業に関しては耕地面積が小さいこともあり、そのほとんどが漁業として営んできた。よって海側の人口構成が非常に高く、住宅も密集していた。当時は地先に広がる山国川河川域において、ノリ養殖やアサリ漁業が盛んな地域であったが、ノリ養殖はノリ単価の低迷やアサリ資源の減少によって大きく衰退し、漁船漁業の中心的な存在だった小型底ひき網も減少するなど、漁業勢力が急速に衰えてきている。このような漁業の現状に加え、道幅が狭く、土地も狭い海側に住む若い世代は居住地を、別世帯で

内陸部に求めるといったことも要因として上げられる。

また、近年ダイハツ九州株式会社中津市等の自動車メーカーの進出により、周辺地域に自動車関連会社が増加した、これに伴い吉富町でもこの就労者をターゲットとしたアパートが多く建設され、現在多くの自動車関連従事者が吉富町で暮らしている。以上のことを受けて世帯が増加傾向にあるといえる。

地域の就業人口の現状、吉富町の就業人口は微減傾向にとどまり、平成17年では3,238人となっている。産業大分類別に見ると、第1次産業が143人、4.4%、第2次産業が1,211人、37.4%、第3次産業が1,884人、58.2%になっている。昭和60年以降、第2次産業は増減を繰り返しているが、一貫して第1次産業は減少。第3次産業は増加傾向にあるといえる。

第1次産業の減少理由として、人口の動きでまとめたように、当地域における就労環境の充実と吉富町の立地で述べた、吉富町の面積の小ささに起因していると考えられる。

吉富町の福岡県が指定している地域資源は、アカモク、イカ、豊前海一粒カキ、豊前本ガニであるが、これらの地域資源は全て隣接する豊前市も同様に指定されている。

豊前市は吉富町に比べ第1次産業における就業人口も多くかつ作付面積も広大である、よって吉富町の地域資源を活用した新たな事業展開は、豊前市の後手に回っているといえる。結果吉富町の第1次産業後継者の多くが、自動車関連企業及び製菓関連企業を中心とした第2次産業及び第3次産業に流出しており、現在の第1次産業に従事する者のほとんどが65歳以上の高齢者であるといえる。

商工業者の業種別課題、吉富町の産業の構成は、地域の就業人口の現状に比べたときに述べたとおり、第1次産業の衰退が目立つ。これよりは、吉富町における第2次産業及び第3次産業の中小規模事業者の業種別の課題について述べることにする。

工業の概要、吉富町の工業は、基幹産業である製菓関係企業が中心であるが、全てにおいて、事業規模が大規模である。それに次ぐ企業として、地元採用を積極的に行い、ボルトやナット等の金型を製造している事業所の躍進が目立つ。また、その企業の取り引き業者には吉富町の小規模業者が数社存在している。所得も高水準で安定している。しかしながら、それらの業者には従業員がいない、よって今後技術を備えた後継者の発掘が問題となっている。

建設業の概要、吉富町の建設業のうち建設業は小規模な事業者が多いものの町内の世帯数の増加に伴い、町内の新築需要は比較的多い。これらの需要を獲得するべく、吉富町の建築業者では地域内の建築関連業者の連携を密に図っており、口コミによる受注を獲得できる体制が整っていることが強みであるといえる。これは吉富町が小さくまとまった町であるゆえに、生まれ根づいた習慣であると考えられる。

また、もう一つ強みとして、吉富町の建築関連事業者には、後継者ととも事業を行っていることがある。または二代目の若手事業者が躍進していることも特徴である。しかしながら、ハウスメーカーの台頭により、若年層の取り込みに苦慮している状況である。今後若年層からの受注をいかに取り込むか大きな課題となっている。

一方、建設業界においては吉富町が小さいがゆえに、公共工事が少ないため元請けとなる事業所が限られている。

次に、商業の概要です。吉富町には商店街はなく、中堅スーパーが3軒あり、日用品に関する商業環境は整っているといえる。しかし、隣接する大分県第三の都市中津市はショッピングモール2店舗のほか、大型店舗が乱立しており、中津市で消費活動を行う若年層は多い。

一方、町内の小規模な食料品販売店は高齢者による買い物がほとんどであり、食料品の売り上げは減少の一途をたどっている。全ての小規模な商店でガスの販売や弁当宅配事業等の多角経営により生計を立てている。

ここで特質すべき点は、多くの商店で住民の自宅訪問を行う事業に進出している点である。しかしながら、小規模な食料品販売店の事業者は、家族経営を行っており、また経営者の高齢化が進んでいる状況である。

町内における小規模な食料品店の存在は、買い物難民等に生活必需品を配達などによって供給している等、福祉の面で大きく町に貢献している。

町内の小規模な食料品店が継続的な経営を行っていくためには、食料品の販売にとどまらず、地域に密着した事業と併用して事業を反映させるかが課題となっている。

サービス業の概要、サービス業は若年層にとどまらず中年層、高年層、全ての世代にわたり、中津市への資金流出が多い業種となっている。理由は町内のサービス業を営む事業者が少ないからである。その中でも従業員を抱えず事業を行っている個人事業者が多く、顧客の年齢層に大きな隔たりがあることが特徴である。結果、経営者の親しい顧客の層で生計を立てているサービス業の事業者が多い。そして吉富町のサービス業の商業予定者の発掘及び若手事業者を中心とした新規顧客の獲得に向けた取り組みが必要であり、課題となっている。

地域活性化の今後の課題として、人口に関する課題、地域の活性化は、定住人口及び交流人口の増減で大きな影響を受ける。本町の商圈は大分県中津市に属しており、また交通の便もよく雇用面においても近隣に自動車関連企業が多いことから、人口減少率が低く目に推移しており、継続的に過疎指定地域外となっている。

しかしながら、人口は減少傾向にかわりはなく継続的かつ安定した行政サービスを行っていくためには、人口問題が大きな課題であるといえる。

これが私、商工会の主な点、今の産業面について述べさせていただいたわけです。それを踏ま

えて2番の質疑に移りたいと思います。

6月の議会で町長の所信表明をいただきました。そのときに、書かれたことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

①で、地方創生について、総合戦略を早期にまとめるとありますが、その後の経過をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

1つ目の御質問であります総合戦略策定の経過についてでございます。昨年の11月に国のほうで施行されましたまち・ひと・しごと創生法で、町もこの策定に努めなければならないものとされておるところでございます。

この吉富町版といいますか、型といいますか、この人口の長期ビジョンとまち・ひと・しごと、これに特化した総合戦略の策定の作業の経過についてお答えいたします。

先月ですが、役場庁舎内におきまして、計画案についての審議、調整を行うため、町長、教育長、各課長で組織する創生本部会議の立ち上げを行ったところでございます。また、あわせまして、その補助機関となります各課の係長級で組織いたしますワーキンググループの会議も立ち上げたところでございます。

同じく先月なんですが、住民の方々を対象にアンケート調査を実施させていただきました。このアンケートの対象となりました方々、4つのパターンがございまして、1つが青年層、子育て世代として町内在住の二十から39歳までの方、次のパターンが若年層として高校1年生の学年に当たる年齢の方から19歳までの方、3つ目のパターンが5年以内に町内に転入された方で18歳から80歳までの方、最後4つ目のパターンなんですが、5年以内に町外に転出された方で18歳から39歳までの方というパターンで、無作為に抽せんによりまして、アンケートの用紙を送付させていただきました。

現在、この回答は集計中ございまして、そこでいただいた御意見等は総合戦略策定の参考とさせていただきます予定にしております。

それと、現在は戦略策定の諮問機関といたしまして、有識者会議の立ち上げの準備を行っているところでございます。産・学・官・金・労の各分野で御活躍されている方々で組織いたしまして、計画の内容について御意見や助言をいただく予定にしております。

そういったことで、今後戦略のこの策定が徐々に進んでまいります、議員の皆様方におかれましても、貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げますところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 地方創生については、今いろんな国が予算やそういうのつけております。これは本当に、早く手を挙げてやるということはやりたいと思いますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思っております。

続きまして、②です。英語村の構想策定に取り組みますとありますが、具体的にお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長、ちょっと答弁が長すぎるから、時間があんまりないから、ちょっとまとめてよろしくをお願いします。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

英語村の構想策定ということなのですが、吉富町では、吉富町の第4次総合計画前期基本計画におきまして、外国の文化や習慣等を理解、尊重できるよう住民の国際交流の機会を確保するとともに、子供たちが外国語やその文化に触れることができる機会の創出、確保に努めるということを基本方針といたしまして、国際的な視野を持つ人材の育成を目指しておるところでございます。

平成22年度から英会話ふれ合い事業を開始いたしまして、吉富小学校の全学年、町内の公立・私立保育園、町の子育て支援センターにおきまして、英語指導助手による外国語の活動を実施しておりまして、子供たちが英語になれ親しむ機会づくりを行っているところでございます。

この事業を引き続き積極的に進めていくところではございますが、その効果をさらなる、効果の向上といいますか、そういったことを目指しまして、さらに日常的に英語に触れる機会、環境づくり、そういったことが必要ではないかと考えておりまして、英語村の構想に取りかかるとしたところでございます。

現在のところ、まだ具体的にお示しできるようなものはございませんが、これまで英会話ふれ合い事業を、これまでのこの事業をどのようにさらに深めていくべきか、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

それとあわせて、構想ということの話でしたので、5番目に同じようなことがあるんですが、5番も続けてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5番で、独自性やインパクトのある事業を展開についてということで、具体的なことがありましたので、これについてあわせてお答えさせていただきます。

これはあくまでも、町長の構想という段階ではありますが、独自性、インパクトのあるものとして4点ほどございます。

まず1点目が、吉富町の知名度を高め、それにより物産、観光等の、移住も含めて、そういったことをPRするための、東京での、関東といいますか、東京といいますか、そういったところでの関東東京吉富会みたいなもの、大阪、関西でも同じようにそういったところの吉富会、名古屋中京地区での吉富会、こういった各主要都市での吉富会みたいなものを設立していきたいとい

う構想が一つございます。

2点目が、吉富町の景観や町民の憩いの場の確保といたしまして、町内を縦断して流れる黒川の兩岸を約5メートル程度確保しまして、そこに緑地帯を設置する構想、これもございます。

3点目が同じく景観や仕事の場の確保というようなこともございまして、天仲寺山から鈴熊山を結ぶ、その区間に石橋を建設しようという構想もございます。

4点目は水産業の振興策といたしまして、エビの閉鎖循環式陸上養殖システムというのがあるわけですが、これの導入に向けて検討を進めたいというようなことでの思いがあるようでございます。

構想関係をまとめてお答えさせていただきました。以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 続きまして、③安心して子育てができるまちづくりとありますが、具体的にお願いします。

やっぱり日本の将来が、今、危ぶまれているのが絶対的に子供、人口が減るという事なんです。子供を産まなくなっている、若い方が結婚しなくなっている。出生率の減少とかいろいろありますけれど、これが日本の大きな問題だと思ってます。

アメリカが一時期、1990年代の前半、アメリカの経済を日本が抜くんじゃないかと思ってましたけど、今大きな差が出てきました。逆に日本は中国からGDPで抜かれるということになりましたけど、アメリカの経済がこれだけ堅調なのは、年間今でも800万人の人口がふえているからなんです。移民が約100万人いて、700万人の人口が自然増です。

日本で考えると、大阪府が毎年どっかにできてる。絶対的な経済的なプラスになんてですね。今から日本は恐ろしいほどの高齢化と人口減少を迎えます。それは、今までの人類が迎えたことのない状況が、もう既に20年先、30年先には確実になっています。そのためには若い世代の方に子育てを頑張ってもらって、それが今から国でも、地方でも一番大事なことではないかと思っています。このことは、また次でもじっくり聞かせていただきますけれど、3番の質問をさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

安心して子育てができるまちづくりということでの御質問でございます。

本町におきましては、乳児全戸訪問、子育て支援センター事業の実施、子ども発達支援専門員の配置、学童保育クラブの設置、中学生までのこども医療費助成、病児・病後児保育の実施、第3子以降の保育料の無料化、子育て家族応援事業、就学前児童サポート事業、それから不妊治療費の助成などなど、各種の子育て支援施策を既に実施しているところではございます。

現在、地方創生の先行型の事業といたしまして、子育て情報の特設ウェブサイト、これの構築事業に着手しております。これは、町住民の皆さんが必要なときに、必要な子育てサービスの提供を受けられるよう、各種の施策をわかりやすく周知するとともに、子育てに関する不安感、孤独感の軽減のため、子育てについて気楽に相談ができ、また子育て中の皆様の交流を促すものにしていきたいなというふうに思っております。

そして、安心して子育てができるまちづくりの実現を目指しまして、さらに子育てしやすい町であることを、対外的にもPRをいたしまして、若者の移住、定住の促進につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） やはり、吉富町は住みやすい場所だと思いますんで、若い世代の方が家を建てていただいて、子育てを確実にしていただくということが、非常に大事だと思っております。

次に、4番目、起業を目指す方々への支援や企業誘致を図りとありますが、具体的にお願いします。時間がないので簡潔にお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 4番目の質問でございます。

同じく、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、仕事のこの創出が地方創生のための重要なポイントであるとされてるところでございます。

人口減少と地域経済縮小の克服としまして、地方に仕事をつくり出すことで、地方に人を呼びまして、その人がまた仕事を呼び込むといった、こういった好循環を確立させることで地方へ新たな人の流れを生み出して、その好循環を支えるまちに活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であるというふうにされているところでございます。

この吉富町におきましても、今年度、町内での創業支援事業に取り組みます。これは吉富町全域の消費需要の供給を担う店舗や、事業者の創業について支援措置を講ずることによって、町内への集積を促進し、町内産業の活性化を図ることを目的とした事業でございます。具体的には商業用地としての土地利用の可能性を秘めた、JR吉富駅周辺の用地におけるチャレンジショップの事業を中心に、自家製の何々をちょっと売ってみたいんだけどというような方から店舗や事業所を構えて本格的に起業をしたいと思っております。方まで幅広い創業希望者の掘り起こしや、町や商工会が行います創業支援事業の広報活動を行うことによりまして、駅前におけるにぎわいの創出や、創業希望者の創業の実現に向けた支援を行う事業でございます。

このほかに、これまでどおり企業立地奨励金の交付事業や、企業立地法に基づく固定資産税の課税免除の制度も活用した、企業立地の推進にも引き続き力を入れていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 最後ですけど、先ほど5番目も含めて答えていただきましたんで、ぜひ町長にお聞きしたいんですけど、町長は、最初は無投票で、町議のときに当選されて、次が七百十票余り、次が六百十票余り、断トツのトップ当選、その後、町長選でも快勝して、それから2期無投票、3期目の現在なんですけど、ぜひ、10年先、20年先に今富町長の時代にこういうのができたというのが言えるようなことが、ぜひこの1期、一つの大きな区切りをつける節目の任期ではないかと、私は思っています。ぜひそういうことを、私たちを含めて、町民にもう少しアピールしていただきたいと思って、最後にこれを持ってきた次第でございまして、ぜひ町長お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 時間がちょっとあれなんですけど、先ほど課長のほうから2番目と5番目を織りまぜて答弁させていただきましたが、これからの町政運営の中で、ちょうど、今、地方創生ということで、地方が注目される国の施策の環境の中に、そのような中で、先ほど課長からも答弁させていただきましたが、英語村の実現、これは吉富町から将来日本を背負って立つような国際的な活動、活躍ができるような子供たちを、人材を育成、輩出をしたいというふうに思っております。

また、吉富町を全国にアピールする、また吉富町は今面積が小さくて、何をやるにも狭いですからという言葉が頭につくんですが、それを克服する、改革するために、東京や関西や中京に吉富の同窓会みたいな吉富会をつくっていききたい、吉富町から関東や、関西や、中京に出でいかれた方々に改めて吉富町と触れ合う場をつくりたい、そうすることが、我々の町内で育成した産業あるいは物品を、生産した物を都会でPRをし、消費をしていただく、そのきっかけになれば、そうすることが小さな面積を気にせずに、経済活動ができると、経済には垣根がありませんので、まずは、日本国内をシェアに入れた経済活動をやる、そのためのまず情報源あるいはPR面、あるいは最近よく言われてますふるさと納税の面からも、吉富町に御縁のある方々に年に一度は集まって、我々も出かけていって交流をしたいというふうに思っています。

そういうものを手始めにやっていきたいと、それが私が今から担う行政が何年か、年期になるかわかりませんが、その中で将来の吉富のために残したい、いうふうに思います。

また、もう一つは、吉富町には観光資源が非常に少ない町です。面積が小さいということは、

一番の大きな条件かなと思いますが、それを克服するために、私個人の思いではありますが、できることならば、天仲寺から鈴熊山まで、日本にない、世界にない石橋をかけたい。この石橋は、ヨーロッパに行くとかたくさんあります。隣の大分県にもたくさんあります。この前、山国川の大水害でコンクリートの橋は流れました。石橋は傷んだところはありますが、流れておりません。

吉富町に橋をつくって、車は通さないんですが、人が交流、憩いの場になる、また観光名所になる。隣の大分県の九重町のつり橋ではありませんが、途方もないものをつくって、日本、国内を問わず、海外からも、途方もないものをつくった小さな町を見に行こうというようなことも、やっていきたいなというふうに思っています。

ただ、これを実現するためには、議会の皆さんのまずは御理解をいただいて、後押しをいただいてやっていきたい、それが私に課せられたこれからの仕事だというふうに思っておりますので、どうか議会の皆様も、今富がまた途方もないことを言い出したわ、と言わずに応援をしていただきたい、いうふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。時間ないから早く。頑張ってください。

○議員（1番 中家 章智君） まだ、一つ残っておりますんで、これもちょっと簡単に申し上げます。

公用車の活用について、これは8月18日の朝日新聞に載ってたんですけど、岡垣町の公用車全てを青パトにして、25台で40万円の経費でやったというのが、載ってました。ぜひこれはお金もあんまりかからないことなんで、ぜひやっていただきたいということで、意見とさせていただきます。

それと、最後ですけど、私はいつもモットーとしているのが、和を重んじ信義にあつきことを常々思っております。これは、私の祖父が会社を創業したときの社訓でございました。その気持ちを私はいつも持っております。議会は若山議長になって、私を知る限り初めて、全員で視察研修に行ったと思っております。今からは、私たちここにおるものは、みんな吉富のことを考えております。吉富がよくなればという気持ちを持って、ここに皆集まっているわけですから、そういう気持ちで確実に一步一步進んでいきたいと思っております。

まだ、新人議員でございますけど、一生懸命やらさせていただきますんで、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） この公用車何台あるのでしょうかという答えを、答弁を誰かできませんか。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、青パトのことについてお答えいたします。

まず、公用車は町内に、役場として現在26台保有しております。通常業務に使用する公用車

は21台、マイクロバス1台、消防車3台、青色パトロール車1台となっております。

全ての公用車に青パトにしてはどうかということですが、一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されておりますが、一定の要件のもとで警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができると証明を受けた団体は、自動車へ青色回転灯の装備が認められております。

現在、吉富町では証明を受けている団体は、吉富町と吉富町防犯組合の2団体となっております。車両については、町が管理する公用車2台と吉富町防犯組合の組合員所有の車1台、計3台について青色回転灯を装備することが認められているところでございます。

公用車の全てを青パトにしたらどうかということですが、公用車はそれぞれ業務使用用途があり、また複数の職員が同乗するよりも、職員1人で同乗するケースが多く、業務中にかねて青色防犯パトロールを行うということは、緊急を要する事案に的確に対応できない恐れがあり、青色パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねず、現在は、全ての公用車に装備をしないというふうにしております。

しかし、青色回転灯を装備することにより、パトロールの実施中であることが明確にわかり、住民に安心感を与え、防犯の抑止効果が高いと考えられておりますので、総務課が管理をしております事務用車両について、何台かは検討をしたいというふうに今考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） よろしく願いをいたします。

.....

○議長（若山 征洋君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時よりとします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長より開会前に発言の依頼がありますので、これを許可します。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 是石議員のほうから、町内業者は何社かということ御質問いただきましたが、質問通告では、それぞれの業種について、吉富町内で受け答えできる業者が何社あるかということいただきました関係から、679社というふうにお答えしました。町内業者につきましては、指名願いの受け付け名簿を一括して管理しております関係から、町内外を区別した資料というのをごさいます。ということから、町内業者につきましては、何社かというのはお答えできないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は、大変具体的な問題について幾つかお聞きしていきたいと思います。

まずは、1番目、町内巡回バス事業の充実についてお尋ねいたします。その中の日曜日、祝日の運行についてです。

先日の本会議の議案質疑の中で、巡回バス事業に対する県の補助金が収支比率25%を下回ったため、打ち切られたとの報告がなされました。交通弱者の生活を守るための巡回バスへの補助に対して、収支比率などという条件を持ち出すこと自体がおかしいと思いますが、利用する方をふやす方向で、この比率を高める努力は必要だと思います。そのために幾つかお尋ねいたします。

日曜日、祝日の運行については、これまで何度もテーマになった問題です。日曜日、祝日に運行することのメリットは、買い物や各種イベントへの参加、選挙の際の投票など、経済効果、健康、政治参加、大変多くあります。デメリットについては、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） デメリットですね。（発言する者あり）まず、日曜日の運行についてという御質問についてであります。町内巡回バスは、平成16年4月から運行を開始しております。運行開始後、平成16年4月から同年12月までの9カ月間の運行状況を勘案し、平成17年4月から現在の運行時間、運行路線、土日の運行も含めてですね。そういったものに決定をしております。そういったように、9カ月間の運行状況を見ながら勘案しております。以来、本年で10年が経過いたしますので、さきの本会議で申し上げましたとおり、見直しの時期に来ているというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 見直しの時期に来ているという答弁ですので、参考までに次の質問はお聞きしたいと思います。

前回、同僚議員の質問に対する答弁に、イベントなどでどうしても送迎の必要がある場合、主催者側などで対応していただきたいというのがありました。具体的に聞きたいのですけれども、吉富町自体は主催者ではありませんが、町の大きな行事である春のワッショイ春まつりですかね。それとか、文化祭など、これに参加したくても、できないって人いうが今いるわけですね。こういう方たちに対して、送迎が必要であるというふうに思われるのでしょうか。それとも、交通手段がないならば、仕方がないというお考えになるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町内巡回バスでの送迎はできないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町内巡回バスでの送迎ではなくて、今はですよ、そういうことを聞いてるのではなくて、こういう人たちに何らかの交通手段を提供することは、町として、そういう町を上げての行事に交通手段がないがために参加できない人たちに、何らかの交通手段を講ずるということは必要であると思われるのか、そうではないと思われるのかということ聞いております。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、岸本議員。通告からちょっと外れておるようだけど。（発言する者あり）総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それぞれのイベントに主催者がございますので、その主催者がそれぞれのイベントの目的によって判断をすると思っております。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ですかね。今度が3回目ですかね。今度が3回目ですよろしいですかね。

○議長（若山 征洋君） どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回ですね。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、通告にないとかいう話もあったんですけど、そうではなくて、町としてそういう交通弱者の人たちに、私に言わせていただければ、当然じゃないですか、町として、そういう人たちを助けてあげたいというのは。そういう答弁が欲しかったんです。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 巡回バスは、そういった送迎にはできない。先ほど申し上げたとおり、イベントごとにその主催者が検討すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁を聞いて、私の質問も悪かったなと思えました。私は、そういうその巡回バス云々ではなくて、町として、そういう人たちに何らかの交通手段を保証することに対してどう考えておられるかということ聞いたんです。だから、ちょっと私の質問も悪かったかと思えます。それで、この問題はこれから見直すということなので、その中で考えていただきたいと思えます。

バス路線の問題について行きます。

これもその中に入るかと思うんですけども、現在のバス路線がいつ確定されたものなのでしょうか。そして、その今の現在の路線に対しては、執行部としてはどのような評価をされておられますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これも先ほど申し上げましたとおり、平成16年4月から同年の12月までの9カ月間運行をいたしまして、その状況を勘案して、平成17年4月から今の路線になっております。これ、今回、岸本議員から質問をいただきまして、私、この路線をずっと自動車で回って見たんですが、非常によくできた路線であるというふうに思っております。ただ、10年が経過しておりまして、その後、スーパーができたり、医院ができてたりですね。そういったものもありますので、そういった意味で、見直しの時期に来ているかなというふうに申し上げました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 見直しの時期に来ているという認識ということなので、ぜひ、バスを利用している方たちだけではなくて、そのほかの方の意見も聞かれて、ぜひ、よりよい路線を確定していただきたいというふうに思います。

では、この1番目の3番目のところで、バス停の環境改善についてお伺いいたします。

平成22年に、役場前のバス停にベンチや雨風よけが設置される、その予算の質疑の中で、ほかのバス停についても、交通安全上危険だとすれば、調査しながら何らかの措置をしていきたいという旨の答弁があったかと思えます。それ以降、そういった調査、改善がなされた箇所はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その後、停留所をつくったところはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、調査はされたのでしょうか。私は、二、三、交通安全上もここは危ないよというのを聞いているところがあります。調査をされたかどうかということと、その問題と、3回ということなので、次のも言いますが、バス停の現状は、今、ほとんどにベンチもなければ日よけもない、雨風よけもないというのがほとんどだと思います。

豊前市の求菩提に向かう道路があるんですけども、私、よく、そこ通るんですけどね。その道路沿いにあるバス停には、ほとんどだと思うんですけど、中にベンチがあって、箱型というんで

すかね、雨も風もよけられるようなものがずっと設置してあります。見たところ、そう高いものとも思えません。それ見るたびに、このバスを利用する人たち、本当助かるだろうなと思うんですよね。交通事情も、それから、道路の事情も、求菩提のそこの道路とは違いますので、同じものを設置してほしいとは思いませんけれども、吉富町のそのバス路線のバス停に適切なものをぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平成22年度に調査をしてということでありましたので、狭い町内でございますので、日々、職員が見ております。やはり必要だなというふうなところもあると思っております。ただ、うちの路線は、もう町道にバス停があったり、どうしてもそういうものを置けないような現状であります。私は、回った中で思ったんですが、4カ所、公共の場所の停留所がございまして、そこには、これは置けるなというふうに感じました。そこはぜひ、まあ今後、路線の見直しがございますけども、それにあわせてでも、そこには設置をしたいなというふうを考えております。あとのところは、どうしても置くとの他の車の交通に邪魔になったりする箇所ばかりですので、少し難しいかなというふう考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在のそのバスストップというか、バス停はそうかもしれないんですけども、それを少し移動して、適切なものが置かれる箇所に移動するということも考えられると思うんですね。そういうことも考えていただきたいし、あと、そういうその箱型なり、ちょっと大がかりなものじゃなくても、ベンチですね。これだと、置かれる箇所っちゃうのは多いんじゃないかと思うんですね。ていうのが、私ずっと見てるんですけど、そのバス停からちょっと離れたところにある石の上に座っていらっしゃったり、それから、近くの花壇に座っていたり、もうひどい場合は、スーパー川食の前にあるバス停は、もう高齢者の方が歩道に直に座ってあります。よく見かけます。でも、ちょっと真夏に、炎天下にそこに地べたに座っている方を見たときは、もうちょっと耐えられなかったですね。せめて簡易的なものでも結構ですので、ベンチを置かれるところは置いていただきたい。そのベンチについても、そこに置くと危ないならば、ちょっと離れたところに置くこともできると思います。ぜひ検討してもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 私もちょうと見て回ったんですけども、公共の土地であれば、ぜひ置きたいなと思っておりますが、ほとんど民地になっておりますので、その民地の所有者の方の承諾も必要でありますし、少し離れてというところも、やはり民地なので、そういった状況でござい

ますので、そういったことを十分検討しながら進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その件はよろしくお願ひいたします。

じゃ、2番目で、小学校の給食費についての問題についてお伺ひいたします。

食育基本法は、平成17年に制定、平成21年に改正され、現在に至っております。法は、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間を育むための食育を推進することが緊要な課題と位置づけ、子供の教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう行われなければならない」というふうに、その役割を定めております。食育に関する現状と課題についての報告をお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

食育の現状と課題ということでございますが、項目が小学校の学校給食ということになっておりますので、ここでは、子供のということでお答えさしていただきたいと思っております。

まず、現状から述べさせていただきます。

近年の子供の食の現状から申しますと、偏った栄養摂取、それから、朝食の欠食など、食生活の乱れが挙げられます。例えば、間食の増加やインスタントの食品の日常化、または、菓子類、ジュース類等のとり過ぎ、野菜不足等が挙げられると思ひます。

また、ライフスタイルや家族関係が多様化したことによりまして、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をする、いわゆる孤食ですね。そういったものや、食の多様化により、家族での食事の面でも、個人の好みの食事をする個食ですね、等も挙げられます。

本町におきましても同様の状況であります。このような現状の食生活が続くと、まず、肥満、瘦身、便秘といった体調面への影響や、いらいらとか、ムカつくとか、すぐカッとなるといった心理面への影響も見られるようになります。

そこで、まずは、インスタント食品、それから、清涼飲料水をできるだけ避けて、三度の食事を中心とする規則正しい食生活を身につけることにより、子供の心身の状態を整え、それに伴う行動を変えていくことが課題になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その小学校における食育を推進していく上で、吉富町役場内といひますか、ほかの課との連携とかいうのは、どういふふうになってるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 小学校におきましては、学校の取り組みといたしまして、テーマを決めて、それぞれ各学年ですね。サブテーマを決めてやっております。栄養教諭による授業とか、給食試食会とか、そういったもの、それから、一番PTAとの関連がある家庭教育宣言ですかね。これによりまして、PTAとの連携をとります。早寝、早起き、朝御飯ということでやっております。そういった意味で、特に関連のある福祉課とか、そういったところでは、福祉ですかね、とは連絡をとりながら、食に関するもので何か子供の、要するに、日常の精神的な面とか、そういう面を留意しながら、連携をとりながらやっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 食育、これ、平成17年に基本法が制定されておりますので、まだ10年というところなんですけども、何ていいますか、この近隣には、この食育に関して進んだ施策でやっているところもあるかと思えます。私、これ、築上町でいただいた築上町の食育推進計画なんですけれども、これによりまして、小学校の食育に関しても、やはりいろんな行政各課と連携して取り組むということが大事だというふうな感じで読んでみました。吉富町では、この食育推進計画は今どういう状況なんでしょうか。（発言する者あり）わかりました。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、給食費ということの前段があるからですね。じゃ、そういう立場でお聞きいたします。学校現場における食育を進めていく上で、ほかの課との連携というのは、今、福祉課というふうにおっしゃいましたけれども、やはり、これ、もっと広げていく必要がありますし、小学校の食育を計画していく上でも、この町自体の食育推進計画はぜひとも必要だと思うんですね。それに対して、どのように教育長としてはお考えでしょうか。（発言する者あり）じゃあ、いいですか。言いましょう。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の質問は、この食育を言った上で、その次に給食費に行くつもりなんです。給食費を考える上でも、その食べ物、食育っていうのがいかに大切かっていうことで、私は執行部と認識を一致したいと思って聞いております。食育を推進していく上では、学校現場だけにはとどまらず、行政全般でこれを計画していく必要があると思うので、学校現場をよくしっておられる、あるいは、学校現場に責任持っておられる教育長としては、このことにどのようにお考えですかと聞いております。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校現場におきましては、先ほど築上町のことを言われましたが、大

体築上郡は、給食研究会がそれぞれ回っております。そして、吉富小学校におきましても、食育について十分な研究をしたり、発表会も従前、持ったりしております。ですから、そういった意味で、委員会といたしましいろいろ支援しているところでございますが、できる範囲でいろんな課と連携をとりながら、それが充実するようには、今後とも検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目です、今度は。

○議員（8番 岸本加代子君） では、最後にこの問題で一つ。吉富町にこの食育推進計画というのはあるんでしょうか。なければ、これはつくっていく方向なんでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 第4次の計画の中に、子供の体力云々ということで大きくうたっております。ですから、健康面ですね。そういうことでうたっておりますので、その中に、当然、細部にわたって皆目標として食育の面も含まれていると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、給食費の問題に移ります。私は、学校給食というのは、この食育の学校における取り組みの一番大きな柱は、給食だと思うんですね。その給食の費用についてお尋ねいたします。

前の議会、6月議会で、学校給食は教育の一環であるということ、さらに、現状はどうであれ、憲法は義務教育を無償とするとしているとの認識が示されたと理解しております。この土台に立って、憲法の理念を現実に生かそうとすれば、当然、給食費については補助を目指すことになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 給食費の補助についての質問は、6月の定例議会でもお答えしましたので、繰り返しになろうかと思いますが、この給食費の補助につきましては、子育て支援、あるいは、定住化対策の面からも有効で、直接的な対策であると考えますが、要保護児童、それから、現在援助を行っている準要保護児童を除く約310名前後に子供がなります。大体370名ぐらい子供がおりますので、除きますと310名前後になるわけでございますが、そういった児童全員にある程度恒久的に給食費を補助するということは、将来にわたって町の財政にとって大きな負担を負うことになってまいりますので、慎重に検討したいと思っておりますが、現状での実施は考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全くだめだという答弁ではなかったので、ちょっとうれしくなりましたけれども。

私が今、教育長にお聞きしたのは、その財政面はちょっと後で聞きたいと思っておりますが、憲法の理念に立って給食費を考えるとときには、これは、先ほど認識が一致したと私言いました、学校給食は教育の一環であり、憲法は、現状はどうであれ、義務教育は無償とするというのがありますので、その憲法の理念に立ったときは、そういう方向を目指すというふうになるのが普通だと思っておりますけれども、その目指すということについてはどうかということについて、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと待ってください。もう一点言いますので。そのことと、あと、財源なんですけれども、先ほど、それは、何か町にすごい負担が将来的に……、給食費を無料にしたときに、非常に、将来的にもずっと続けていけば、町の財政に負担を及ぼすのではないかとこのように言われたと思うんですが、私、計算してみましたら、5月時点で聞いた数なんですけど、368人の児童の中で、保護、準要保護の方を除いて、4,500円を11で掛けますと、1,549万3,500円でした。この額は、吉富町の財政にとって、財政を圧迫するような額ではないと思います。26年度、今、決算の審議やっておりますけれども、この実質収支額で1億6,660万5,000円というのが、この額です。そうしますと、そんなに圧迫するような額ではないかと思えます。今、言いましたその必要な経費と、町の財政を見たときに、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 最初の御質問にお答えいたします。

憲法に、義務教育はこれを無償とするということであっておりますが、全ての教育活動について無償というわけではございません。授業料などはともかく、教材費、テスト代、学用品など、教育活動に必要な費用は、保護者が負担しているのが現状でございますし、そういった全てを含むというふうにはうたっておりません。そこをはっきり確認しておきたいと思っております。

それから、学校給食法第11条につきましては、学校給食については、「施設設備や人件費以外の食材費は保護者が負担する」という文言もございます。ですから、そういったことも踏まえて考慮していただきたいと思っております。

それから、金銭面につきましてですが、私のほうも大雑把な計算ではございますが、してみました。そうしますと、310人として、4,500円掛け12掛けということで、1,500万円

ぐらいですか、になろうかと思えます。やはり、私はいろんなところで、市町村でしているところもございしますが、それなりの財政とかそういうのを考えられて、そこはやっているんだと思えますし、本町におきましては、非常に私は厳しいものではないかと判断して、今のところそういうのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 給食費というか、義務教育にかかる費用のことで今、教育長おっしゃいました。私もそれはよく知っております。私が聞いたのは、そういうことではなくて、もっと立場というか、目指すものとして聞いたわけです。私は、小学校低学年のときに、教科書代——今、小学校で使う教科書は無償なんだと思うんですけど、この教科書にお金を払っていた記憶があります。今、無償です。だから、これは憲法の理念に沿って、少しずつ少しずつ、何ていうのかしら、充実されていってると思うんですね。そういう立場で、この給食費についても、憲法の理念に沿って無償化を——無償化というか、無料ですね。無料化を目指すべきではないか、目指すということについては、どうお考えかということ聞いたんです。そういう意味で、もう一度そのことの答弁をお願いします。

それと、財政面については、小学校というか、福岡県が来年、ちょっとこれ、はっきりしたあれではありませんが、来年10月というふう聞いてるんですけども、県が子供たちの医療費を、小学校卒業まで無料にする、補助をするということを聞いております。そうしますと、今、吉富町は中学3年生、中学卒業までを無料にしております。これは、小学校1年生から6年生の分は吉富町が独自に出しておりますので、その分のお金は浮くわけですね。県が補助してくれるので、これも3月ぐらいに聞いたんですが、担当課に聞きましたら、このお金が約1,000万と聞きました。そうしますと、実際、新たに必要な経費というのは五、六百万なんですね。これは、もう吉富町にとっては、できる額だというふうに思います。こういったことも考えて、お考えを御答弁願います。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今ずっと岸本議員の御質問を聞いてて、素直に感じたことを答弁いたしたいと思えます。

岸本議員さんは、日本共産党の議員として、私は日本共産党のという前置きでいろんなことを議場でも言われますが、先ほどから憲法解釈を聞いていて、ああ、日本共産党も、自民党の安倍さんも、憲法解釈においてはそういう考え方をするのかというところが、私の素直な気持ちであります。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 教育長に。私の質問に答えてないです。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 最初のほうに関してですが、もう繰り返しになろうかと思いますが、給食費の無料化につきましては、子育てとか定住化促進の面からも有効な施策の一つであろうかとは思っておりますが、町としては、もう要保護、それから、準要保護家庭につきましては既に補助をしておりますし、全員の家庭に補助をするということは大変厳しいものがありますので、慎重に考慮しなければならないと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前段のその町長の答弁について、一言言っておきたいと思っております。私は、憲法解釈を変えているつもりはありません。充実と言っております。

次の質問に入ります。

3番目、し尿くみ取り料金徴収の改善についてお尋ねいたします。

現在、し尿のくみ取り料金は、36リットル1荷が422円となっております。住民が受け取る領収書は、例えば、5荷とか、10荷とか、それという荷が書かれていて、幾らというふうな領収書を受け取っております。

では、36リットルが1荷であるならば、70リットルであったり、74リットルであったり、つまり、36リットルの倍数に届かなかつたり、少し出たりした場合はどういう処理がなされているのか、そのことをお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

先般、事前にちょっとお聞きしたときには、リットル単位の計算をということで言われてましたので、それに対しまして一応回答を用意してありますので、ちょっとこの分で、まず答えさしてもらいます。

現在の吉富町のし尿処理及び収集運搬手数料は、36リットル当たり422円となっております。36リットルというのは、し尿収集の業界では1荷と呼ばれ、収集単位として従前から使用されています。

また、吉富町のし尿につきましては、現在、豊前清掃社の衛生車により収集を行っております。以前は、この衛生車には計量器が装備されてませんでしたので、現在、吉富町、上毛町を収集する衛生車には、計量器が装備されております。計量器が装備され、正確な数値で計量できることになったことに伴いまして、36リットルの単位ではなく、リットル単位の料金に改正すべきではないかということにつきまして、今後は、吉富町外1町環境衛生事務組合を構成してまず上毛

町と、収集業者であります豊前清掃社と協議を行う予定であります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。この問題でいいますと、先ほど言いましたように、途中はどうなってるんだろうかというのが一つ疑問があって、以前、どなたかにお聞きしたら、切り捨ててるっていうふうに言われてたんですけどね。どうなのかなというのもありましたし、住民の皆さんは本当に、自分は入院してて、今月は10日間ぐらいいなかったのに、料金は先月とちっとも変わらないとか、あるいは、こんなに安くていいのというのが言われて、そういうことがあったということを知ったことあります。

それで、こういったことを解決して、しかも、収集業者の皆さんと町民の皆さんが本当に信頼関係を構築していくには、私はリットル当たり幾らというのが一番合理的でいいかなと思って、今回こういう質問をしました。でも、検討して下さるとのことなので、どうぞ進めていただきたいと思います。

最後の4番目の高齢者対策についてお尋ねいたします。

団塊世代が高齢者世代に入り、高齢者対策の充実が一層求められる時代となりました。年を重ねるごとに身体機能も衰えていく。これは自然の摂理です。聴力の衰えもその一つです。現在、障害者総合支援法による補装具支給制度で、身体障害者手帳を有している方は、一定の手続をすれば、補聴器給付申請をすることができます。給付について適宜の判定を市町村がすることですが、実績として否と判定された方がいるのでしょうか。また、それはどういう場合なのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町内身体障害者手帳所有者でございますが、今年3月末317名の方が交付を受けられております。うち、聴覚障害者は23名おられ、20名の方が、議員さんが先ほどおっしゃられました障害者総合支援法による補装具の支給制度によって、補聴器の交付が受けられております。補聴器の購入基準でございますが、3万4,200円から13万7,000円の間でございますが、利用者負担としましては、世帯の収入に応じて、0円から3万7,200円の負担となっております。

身体障害者のこういう補聴器の補装具につきましては、国が定めた何とかデンベルとかいう、そういう基準がございますが、先ほど23名の方のほとんど、20名の方が受けられております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の課長の答弁から、給付申請して否とされた方はいないというふうに取り取りました。

身体障害者の手帳を持っていらっしゃる方はいいんですけれども、持たないけれども、例えば、後ろから来た車の音が聞こえないとか、呼ばれてもわからないとか、そういう方もいらっしゃるわけですね。自治体によっては、手帳がない方にも一定の条件がそろえば、独自施策で補助をしているところもあります。田川市では、生活保護世帯や非課税世帯などで、手帳交付に至らないレベルの聴覚障害者に、補聴器購入時の補助をしております。こういう実際問題として、手帳はないけれども、補聴器が必要だなという方は多々いらっしゃるわけですね。もう一つ、町でも、ぜひこの独自補助を考えていただきたいということと。

あと、福岡県は独自に補助をしていると思うんですけど、たしか18歳未満という制限があったかと思います。ぜひ県にもこの制限を取っ払うように要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 吉富町軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業がございます。

先ほどおっしゃりました、手帳の対象者とならない軽度・中等児でございます、の発達支援をするために、補聴器の購入費用を助成をしている事業でございます。吉富町に住所を有する、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の難聴児18歳未満でございます。その方に助成をやっておりますが、県の制度に沿ってやってるものでございますので、この年齢制限が18となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その年齢制限を取っ払っていただきたいというか、高齢者の方で身体障害者手帳が交付されるレベルにはならないけれども、日常生活が非常に危険であったり、不自由されている方、この方たちのために独自施策ができないだろうかという問いです。もう一度お願いしたいと思います。

あわせて、次に、集団補聴設備を役場など公共施設に実施することについてお尋ねいたします。

補聴器で聴力を補っている聴覚障害、難聴の方は、騒音の多いところでは音声を正確に聞くことが困難だと言われております。その対応策として、集団補聴設備というのがあります。ヒアリンググループと呼ばれるものです。施設の床下に埋め込む設置型は難しいと思いますが、携帯可能な移動型は、本町の財政力から不可能な額ではありません。ぜひこれを設置していただくよう検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。この2点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほどの御質問でございますが、全ての方にそういうサービスができればよろしいのですが、限られた財源の中で私ども、やっております。

次の集団補聴設備でございます。高齢者社会の進展とともに、聞こえにくい、不自由されている老人性の難聴者がふえているのは承知しております。こうした方々への情報提供の体制を、今後、整備をしていく必要性は考えております。

また、集団補聴設備——俗に磁気ループといいます。これについては、設置場所の確保等の課題がございます。先ほど議員さんがおっしゃられた、簡易的な持ち運びもでございます。今後、先進自治体を参考に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よろしく願いいたします。

最後、ごみ収集に関するものについてお尋ねいたします。2番目と3番目、一緒に質問したいと思っております。

一つは、可燃用小の袋に持ち手をつけていただきたいという要望がありました。大とミニにはついておりますが、少し材質の違う袋にはついておりません。

それから、もう一つは、不燃物の収集のあり方についてです。現在、不燃物については、通常可燃物を出すごみステーションではなく、数少ない指定されたごみステーションにしか出せません。多くの方にとって、通常より遠いところです。では、そこまで行って出すよう指定されているものはどんなものかといいますと、ボールペンやおもちゃ、缶のふた、電池、スプレー缶、そして、金属と可燃物が合体したものなどです。つまり、日常的によく出るものです。ひとり暮らしのお年寄りが、これらのものを抱えて遠い距離を歩くのはきつい、大型でないものについては通常のごみステーションで対応してほしいということを要望として聞きました。本当にもっともなことだと思います。実現不可能なことではないと思っておりますが、この2点、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） それでは、まず、2番目の質問からお答えさせていただきます。

可燃ごみ袋につきましては、現在、大、小、ミニサイズの3種類となっております。今回御質問いただきましたごみ袋の小の大きさでありまして、この小のごみ袋につきましては、従前の形のまま、持ち手部分がついておりません。この小のごみ袋につきましては、高齢者やひとり暮らしの方が使うケースが大変多く、利用されることが多いかと思っております。今まで、行政懇談会を初め、この小のごみ袋に持ち手をつけていただきたいとの要望はお聞きしておりませんでしたので、別に問題ないとは思っておりました。しかし、高齢者がごみを出す場合を考えると、持ち手があれば大変便利で好都合だと思われまますので、業者と協議を行い、費用面やごみ袋代金など

で問題なければ、対応していきたいと思っております。

以上であります。

それと、続きまして、3番目の、ごみの不燃物の収集につきましてお答えさせていただきます。

不燃ごみにつきましては、収集日に大きさや材質等が異なるさまざまなものが出されるために、業者はその材質ごとに分別し、積み込む車両を使い分けるなど、1日かけて不燃物を収集し、豊前清掃センターに搬入しております。缶のふたやガスボンベなど、通常の缶類とは処理工程が違うために、不燃ごみとして収集しているところですが、今回、これら小さな不燃ごみを近くのごみステーションに出せないかということですが、燃えるごみを収集しますごみステーションが、町内に118カ所あります。不燃ごみをこのごみステーションで収集するためには、収集車の増車、従事者の増員が必要となり、現在の業務委託の範囲内ではできません。

また、不燃ごみを初め、ごみ出し分別方法につきましては、住民にはルールが定着していますことから、ごみ出し方法を変更することにより、混乱が予想され、出してはいけないものまでが出され、マナー違反のごみがふえることが懸念されます。

以上のことから、小さな不燃ごみにつきましても、従前どおりの収集場所をお願いしたいと思っております。なお、ごみステーションや不燃ごみの収集場所の管理は、自治会にお願いしておりますので、不燃ごみの収集場所が遠い場合、少ない場合は、収集場所をふやすことができますから、自治会で協議をいただき、要望していただければ、対応させていただきます。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 結果的に、自治会のほうが不燃を出す場所を、今は、幸子古ですと、1カ所なんですけども、2カ所ぐらいにすれば、それはそれとして対応をするということなんですかね。ちょっとよくわからなかったんですが。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） ごみステーションにつきましては、各自治会のほうにお願いしております。要望がありましたら、自治会のほうで協議をしてもらいまして、1カ所ある、今、不燃物置き場を、2カ所にするという事は可能であります。それを住民課のほうに申し出ていただければ、対応させていただきます。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一点ですね。現在のその費用の中では、不燃を可燃のごみステーションに置くのには、何ていうんですか、車の、今の業者の、委託してると思うんですけど、お金を決めて。その範囲内では無理ということですよ。じゃあ次のその委託契約結ぶときに、

そこも含めて、条件として交渉して委託契約を結ぶということは可能ですかね。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えします。

業務委託の契約の金額もそうなんですけど、それ以上に、不燃ごみの種類によって出す場所が違うということになりますと、結局、出してはいけないごみも出すことが懸念されます。今現在でも大変、ごみステーションでルールを守られてないところもあります。ある程度、徹底して不燃物の収集場所を1カ所にしてるのは、ある程度皆さんにわかってもらって、ある程度ルールを徹底するためですね、皆さんがある程度。そういうことを考えますと、同じ品物で違う場所があったりすると、やっぱり案外煩雑になってくるということが大変懸念されますことから、今までどおりの収集場所ということを考えております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。この問題は、私も少しいろいろ研究してみたいと思います、どうしたらいいかですね。

今回はこれで質問終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 丸谷一秋議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 9番、丸谷一秋です。通告に従いまして質問いたします。

1、子ども・子育て新制度について。

まず初めに、子ども・子育て新制度についてですが、親の負担がかかる制度にならないのか、保育を必要とする全ての子供に格差のない保育を提供をされるのか、保育士は全て保育士の資格者となるのか、給食は自園調理とし、調理委員が配置されるのか、児童福祉法第24条第1項は順守されるのかなど、保護者はいろいろと今、心配しております。平成27年から子ども・子育て支援新制度がスタートしていますが、制度変更の周知徹底についてですが、保護者や事業者への説明会は開きましたか。お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

新制度につきましては、厚労省が策定しておる新制度に関するパンフレットを配布させていただいております。また、子育て支援センターにおいて、保護者向けに、平成27年度からの保育所の利用についての説明会も開催しております。また、保育入所児童の保護者には手引きを作成し、新制度の内容の周知を図っております。事業者につきましては、町内各保育所へ訪問し、制度の説明を行っております。希望する事業者につきましては、新制度に関する説明会を別に開

いております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 定員を上回る申し込みがあった場合の選考基準を、規則等で明記するのについてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

定員を上回る申し込みがあった場合の優先利用の基準については、国が示した優先事項をもとに内規を作成しております。国の通知の、平成26年9月10日、子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定保育施設及び特定地域型保育事業者の確認にかかる留意事項についてでございます。まず、ひとり親、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待またはDVの恐れのある世帯、子供が障害を有する場合、育児休業を終了した場合などが、優先順位となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 保育料、保育時間についてお尋ねしますが、認定によって保育時間に上限が設定されてますが、今までどおりなのか。保育の短時間、最長8時間とこれには書かれておりますが、最低8時間の保育を保証すべきです。親の勤務時間によって、朝7時に登園する子供は、3時には迎えに行かないといけないような状態になります。8時だと4時に迎えです。勤務時間午後から子供の保育はどうなるのでしょうか。時間に迎えができない場合、超過した時間を追加料金が発生すると、1時間単位なのかどうなのか、とても皆さん心配しております。土曜日の保育はどうなのか、障害がある子供の保育はどうなるのかなど、親の不安は限りなく広がっております。保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育基準時間を認められるのか。育休中の子供であっても、保育が必要と認められれば入所できるのかなど、たくさんの不安材料を親御さんは抱えております。そのことについてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

保育時間といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に、最大11時間または8時間と定められておられまして、8時間の短時間保育につきましては、国が質の高い教育、保育を提供する観点から、施設、事業の人員体制確保の観点から、1施設1時間単位で定めるのが基本であることを示しております。町内の3園でございますが、8時から16時の8時間を保育時間と定めております。

なお、保育所の開設でございますが、ご存じのとおり、7時から7時まで開園しております。

保育時間につきましては、保護者から提出された就労証明等の書類をもとに決定をいたしております。保護者が短時間保育を希望しないというだけで、標準時間保育を認定することはできません。ただし、平成26年度までに既に保育所に入所をしていただいている場合は、保育時間の変更により、保護者等の混乱、不利益が生じることのないように、保育標準時間に設定することができる経過措置が設けられております。

御質問でございますが、一月の勤務時間だけを見ると、保育必要量の認定が保育短時間となる場合は、毎日8時から16時の間にお迎えのできない勤務時間の方については、毎日延長保育料の負担をすることになっております。保護者の方へ保育時間と保育料について十分説明した上、保護者の希望を踏まえ11時間保育の認定を行うなど、臨機応変に対応しております。

土曜保育、障害児保育につきましては、町内認可保育所3園とも、従来と変わらず実施しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 子ども・子育て会議の進捗状況をお聞きしようと思ったら、先ほどおっしゃいましたが、ニーズ調査などを踏まえて、保育の供給計画などが盛り込まれていると思うんです。子ども・子育て支援事業計画を来年3月までに制定するようになっておりますが、この中で、延長保育、病児保育一時預かり事業や学童保育事業、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援関連の13事業を地域子ども・子育て支援事業として実施計画を立て実施することとなっておりますが、子ども・子育て会議の中で、これらの13事業についてはどのように話されているか、進捗状況がわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

子ども・子育て会議では、委員の皆さんの意見をいただき、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を一体とした計画をつくっております。これらの吉富町の総合的な子育て支援の推進に向けた計画でありますこの計画書は、ことし3月に既に完成しております。この計画は、平成27年度から平成31年度までの計画を計画期間として、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする施策の内容等、その実施期間を定めるとともに、需要に応じた質の高い教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための確保の内容とその時期を定めるものでありまして、平成27年度からこの計画をもとに総合的に推進しております。

進捗状況といたしましては、吉富町は、従来より子ども・子育てにいろんな施策をしております。

す。先ほど言われた病児病後児保育にしても、既に開設しております。一番の今の目玉とする進捗でございますが、地域子ども・子育て支援でございます、放課後児童クラブにおいて、小学校高学年を受け入れるための施設建設にとりかかっているところでございます。

なお、平成27年度の進捗状況につきましては、年度末子ども・子育て会議で委員さんの皆様に報告するとともに、町のホームページで公表を行い、町民への周知を図っていく運びとなっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 一応、専門職の人たちがかなり入っていることで、十分検討をねられて、子ども・子育てに関する事業計画の策定を、町村にないようなすばらしい内容に仕上げてくださいと思います。

次、行きます。

災害発生通報係の設置による安全安心のまちづくりについて。

最近、全国各地で想定外の台風被害は、住民への大きな不安を与えています。幸いにして、吉富町は今のところ大きな災害の発生はありませんが、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという原則に基づき、自主的に結果を出される組織でございますので、組織の責任において活動をしていただくのが原則であると考えております。

しかしながら、自主防災組織は、災害発生時の避難の連絡でありますとか、あるいは、避難誘導などを主な活動内容として想定しておりますけれども、安全安心のまちづくりの一環として、町民の協働を基本に、各自治会に災害通知係2名を設置すべきと思いますが、執行部の考えをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

自主防災組織は、確かに避難誘導などの役割を担っておりますが、吉富町といたしましては、自主防災組織は、自助、共助、公助のうちの、公助の役割を担っておりまして、災害発生時には、地域住民への災害に関する情報収集、伝達、初期消火、避難誘導協力等を行っていただくようになっています。これは、吉富町地域防災計画の総則にも明記されており、重大な役割を担っているところであります。

御質問にあります災害発生通知係というものは、本町といたしましては、名称こそ違いますが、今、申し上げました自主防災組織にしているというふうに思っております。当然、災害時の町からの情報伝達手段につきましては、自主防災組織によるものだけではございません。その他、防災無線による注意喚起や、ホームページでの情報提供がございます。また、避難勧告

等の発令時には、エリアメールなどの携帯電話でメールをお知らせするように、多様な伝達手段を準備しております。

議員がおっしゃるように、災害時における早期の情報提供は非常に重要で、災害状況等の把握や同時多発災害への対応など、初期における対応が、その後の被害軽減につながるとされております。吉富町でも、その点については十分認識しているところでございまして、各種防災研修会や防災避難訓練等を継続して実施することにより、地域防災力の向上を図り、いざというときにスムーズに行動できる体制を整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 二次災害の防止として、どのような考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

二次災害は、避難、例えば、自主防災組織が避難中にそういった災害に遭わないようにしなければならないと思っております。そういったものにつきましては、先ほど申し上げましたように、防災各種研修会や訓練において、十分、自主防災組織の皆様と一緒に勉強していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） じゃ、災害の早期把握と迅速対応としてはどのように考えてますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害、まあ台風とかが接近してきましたら、役場の職員が夜中でも巡回しております。そして、今回予算をいただきまして、佐井川の佐井川橋の下にカメラを設置しております。それで、夜間でも監視できる体制を整えております。あそこが吉富町にとって災害、水害の一番の危険なところですので、常に監視ができるような体制を整えております。

また、もう少ししたら、山国川も役場のほうで監視できるようなシステムを構築したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 災害対策本部職員の起動力発揮ほか、どういうふうに考えていますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害が発生しそうになったときには、役場から、総務課からですね。全職員に携帯のメールで通知をしているようになっております。それを受けた職員は、すぐに役場のほうに出勤しているという状況を確保しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） それじゃ、3番の公有施設老朽化について。

小学校の耐震診断は全て終わっていると思うが、吉富小学校は昭和60年4月に竣工して、今年で30年経過しています。過去に小規模なクラックの補修はした形跡がありますが、全体的に大規模な外壁の塗装の吹きかえ等、改修は施工していないものと確認しています。現在では、裏の西側の壁面では、青カビができていくほどの状態です。このままにしておくと、外壁の防水効果がありません。また、老人福祉センターみたいにコンクリート剥離が起きると思います。子供たちの教育の場、小学校ですから、早めに検討しては。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

今、丸谷議員さんがおっしゃられたとおり、吉富小学校は、昭和60年の4月に改築工事が完成しまして、それ以降は、必要な修繕等につきましては行ってまいりました。それで、数年前から計画的に、まずは安全の確保という観点を第一に、施設の耐震化を進めてまいりました。平成22年に耐震化改修工事が完了しまして、今年度、講堂のつり天井の撤去を実施しました。

議員おっしゃられた外壁につきましては、過去、亀裂の簡単な修繕は行っておりますが、御質問の外壁の塗装につきましては、確かに経年による痛みは、ここ数年目立ってきておりまして、今、必要性は感じているところでございます。

しかし、小学校のみならず、教育委員会が管理します公共施設は、建築後、それぞれ長い年月がたったものが多くありまして、また、町の施設も同様の状況にあるように思いますので、限られた財源の中で一度に全てを行うのは不可能でございます。したがって、教育委員会としましては、施設の管理として、まず必要なものですね。必要なものに優先順位を考慮しまして、計画的に進めてまいりたいというふうに考えておりますとともに、午前中の山本議員の質問の中でも企画財政課長が答弁しましたけれども、現在、町が策定を進めています公共施設等管理計画にも従ったところで、実際の事業は実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） この問題は、私も何回か質問したのですが、これは、この前も、吉富中学校の玄関のひさしからコンクリート剥離が起きていますよね。これ、中学校組合のほう

でしょうが、外壁の塗装の効果がなくなると、壁のクラックが透水し、壁の中の鉄筋が腐れて、コンクリート剥離が発生するというので、やはり、いつどうなるかわかりませんし、子供に事故のないように早めに対策しないと、私も二、三日、小学校の裏に歩きながら外壁見よったんですが、もう既に壁の外に白く吹いてるんですね。あくちゅうのがね。もうあれから水がどんどん入ってるんですね。そうすると、何ですかね、剥離が起こりやすいということで。今の建物でいけば、型わくを入れて鉄金を組み、コンクを流して、そのままモルタルを塗り、というのは、これ、30年前の施工なんですね。この建物も30年経ってますし、今の施工、30年前の施工っていうのは、もう型わくコンクリ打ちまして、その上にモルタルを手で塗ってるんですね。そういう状況の建物でございますからして、これは本当に早く対策をやってほしいなと思います。

次に、町内の活性化について。

商業について、これは国もかなり活性化、活性化という、田舎のほうから中央を盛り上げてほしいといろいろ言われておりますけど、我が町についてはどのように考えているかということ、まずお聞きしたいと思います。新国道10号線南側については、川食、マルミヤ、コスモスといった大型のスーパーがあり、大変に活性化につながっていると思います。旧国道10号線から北側は正反対で、活性化にほど遠い現状であります。高齢化に伴い、買い物難民となっているようです。商業施設等の誘致をする考えはないかお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

商業施設を一つの企業としてとらえるのであれば、当課の業務ではなく、企画財政課ではございますが、商業に関係することありますことから、産業建設課でお答えさせていただきます。

本町も北側地区に商業施設の進出を願っているところでありますが、商業施設を誘致するためには、当然、一定程度の土地の確保が必要となります。また、商品購入者の立場で考えますと、歩いても行ける住宅に近い場所であり、進出しようとする企業側の立場で考えますと、市場調査や道路や上下水道等の整備状況、インフラ整備など、出店するための条件に合う土地の確保が必要であると考えております。仮に行政が土地を用意するにしましても、企業側が必要とする立地条件等が不明な状況での土地の確保は、商業地進出がかなわなかった場合は、その土地が塩漬けになることも考えられることから、行政が先行取得することは避けなければなりません。

では、農地に目を向けた場合でも、目的が曖昧では、農振除外や農地転用の許可を受けることは困難であり、また、その面積が3,000平方メートルを超えた場合は、開発行為手続等も必要となります。企業側から出店に向けた検討等の御相談がございましたら、関係課であります企画財政課、上下水道課並びに当課などと情報を共有しまして、行政としてできる範囲の情報提供や支援はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 漁業について。

吉富町は、アサリの産地として有名でしたが、アサリの資源回復事業をどのように進めておられますか。お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

新聞等でも、本町のアサリ資源回復に向けた取り組みは御存じであるとは思いますが、従前から継続しているアサリの放流事業はもちろん、保護区の設置や、昨年度から取り組みを始めました稚貝採取のためのかぐや方式やネット方式を新たに導入している状況にあります。かぐや方式やネット方式については始めたばかりであります。町と漁協や豊前海海洋研究所との4月の合同調査の中間結果では、サンプルを分析したところ、3ミリから10ミリのアサリの稚貝が1平米当たり6,000個あり、稚貝のその数の多さに海洋研究所職員も驚き、何とかして早急に親貝までの最適な育成方法を検討する必要があるとの報告でございました。1回だけの調査ではございますが、吉富沖には稚貝が潜在的に存在することが証明されたわけですが、かぐや方式やネット方式は引き続き設置し、1回目の調査以上に成長していることを期待しているところであります。

今までは、他産地の貝を購入し、放流をしておりましたが、今後は、他産地のアサリを購入することなく、吉富の漁場で採取された環境にあった稚貝を放流し、成長させることができましたら、アサリの増産も可能になるのではないかと、期待しているところであります。

しかしながら、現在の取り組みが、直ちにアサリの増産につながるものではなく、今後は、漁業協同組合とのさらなる信頼関係を築きまして、アサリ貝産地として復活に向けた取り組みを取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ぜひ漁業の活性化についてやってもらいたいということで。それから、先ほど、エビの養殖の話がちょっと出ましたね。ぜひ、このエビの養殖の事業も、前向きに考えていってもらいたいと思います。

農業についてですが、これから後継者が非常に少ないということで、後継者をどうやって確保するかというのが一番大きな課題と思います。

そこで、法人化による雇用形農業体制づくりの推進の考えをお聞きしたいです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

法人化による雇用形農業体制づくりにつきましては、農業従事者の離農や少子高齢化による後継者の不在などにより、今後さらに耕作放棄地等の増加が進むことが予想される中、今後も本町の農業を継続していくためには、農業生産組織づくりは重要であるというように考えております。

御質問の、法人化による雇用形農業体制づくりについてですが、法人化による経営形態を土地利用型農業と労働集約型農業で考えてみますと、土地利用型農業とは、米、小麦、大豆といった作物を主として作付するのが土地利用型農業であります。栽培に関する作業のほとんどが農業機械で行える作物ではありますが、反当収入が低いことから、経営の安定化実現のためには、一定程度の農地確保、農地の面的集積、農業機械設備やオペレーター等の人材確保、作業受委託等の確保ができれば、ある程度の経営は可能であると考えておりますが、本町の場合、未整備田が大半でありまして、生産効率、向上にはつながりにくい状況にあることから、米、小麦、大豆中心の農業形態では、冬期の仕事が不足するために、賃金を支払わなければならない常勤的な雇用者の所得確保が難しい点があり、法人経営化は、現段階では現実的には難しいのではないかとこのように考えております。

そのような土地利用型農業を進めるためにも、最も重要なことは、土地改良事業の条件整備が不可欠であります。生産性向上に寄与する土地改良事業を充実させ、圃場の大区画化や用排水路、農作業道路の整備は必須条件であるというふうに考えております。

次に、労働集約型農業とは、ビニールハウスなどを利用して野菜、果樹などを栽培する園芸農業であります。これらの作物の生産を労働集約型と言いまして、作物の選定によっては、加温設備の整備や、機械化できない部分の労働力確保が必要となりますが、露地栽培を含めた作物選定や複合化によりまして、周年労働を確保することができると言われております。

また、経営の安定化のためには、多角化のために6次産業化も視野に入れなければなりません。この労働集約型農業では、農業経営者の収益増加を図るために、農産物の6次産業化による付加価値向上等による安定経営が可能とはなりますが、不良在庫や需要との供給のバランスがとれなければ、経営への悪影響となることも考えなければなりません。また、農産物の生産サイクルは長期間に及ぶこともあり、年々の自然条件によりましては、生産が大きく左右されます。

趣旨や問題点は申し上げましたが、農地の基盤整備が進んでいない本町が、法人化による雇用形農業体制を確立し、安定的な経営を進めるためには、農地の基盤整備や機械設備導入、少子高齢化が進む中での農業意欲と能力を持つ人々の労働力確保、生産技術の確率、規模拡大は避けては通れません。町としましても、まずは、農業基盤整備や特産品づくりにもつながる園芸品目の作付推進拡大についても、農協や県普及指導センターと連携し、その結果が雇用を創出する営農組織体制づくりにつなげることが、行政としての責務であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 次、工業について。

田辺三菱製薬工場から購入した土地の有効利用策として、企業誘致をしてはどうですか。お考えをお聞きしたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この土地というのは、延命社宅の跡地ということでよろしいでしょうか。

○議員（9番 丸谷 一秋君） そうです。

○企画財政課長（奥田 健一君） この土地活用につきましては、昨年の12月議会の一般質問におきましても、御質問いただいたところでございます。繰り返しのまた御説明となりますが、購入当初に予定しておりましたところの広津浜田線及び小犬丸延命線の道路改良工事は既に完了しております。その残地につきましては、当初の買収目的に沿って、多目的に住民福祉の向上のために活用していきたいと考えているところでございます。

今回、企業誘致をしてはどうかとの御質問をいただきましたが、この土地の利用につきましては、本町にとってどういう形で活用するのがベストなのか、また、町民の福祉のためには、どういった視点で町民の皆さん方に利用していただくのがいいのかとかということなど、さまざまな観点から、今後、活用につきまして関係各課とも協議を重ねまして、決定してまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 最後に、商業、漁業、農業、工業について、全体に総括した、吉富町を活性化するために、町長の考えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 町内全域において、また、全体に商工業、あるいは農業、漁業の活性化についてということではありますが、午前中の御質問の中でも少しお答えをいたしました。今までは、我々、つつい町内の中だけのことに目を奪われ、気を奪われてやってまいりましたが、これからは、やはり町内の企業を育てていく、あるいは、新しい企業をつくるためには、我々行政が皆さん方と一緒に、東京や大阪に出かけていかなければというふうに思っております。午前中お話をさしていただきましたが、その拠点として、東京に、東京吉富会という名前がいいのかどうか分かりませんが、そういうもの、あるいは関東吉富会とか、吉富町同窓会とかいうものをつくって、それを足がかりにやっていくことのほうが、顧客を確保する上で一番手っ取り

早いのかなというふうに思っております。吉富町から出られた方、あるいは、吉富町に縁ある方が、改めて自分のふるさとの思いがあらわれて、我々と利害が一致するのではなかろうかなど。今、国が進めておりますふるさと納税は、まさにその、何ていうんですか、窓口っていいですか、一番のきっかけをつくるものだろうというふうに思っております。これから具体的にそういうものに向かって計画を立て、調査をしながらやっていきたいと。それが、ひいては、町内の漁業、農業、商工業、いろんな方々に刺激になるのではなかろうかなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 一点、私の先ほどの丸谷議員の保育時間についての発言の質問の回答の誤りがございました。町内保育園開園時間7時から7時と申しましたが、7時から19時の間違いです。訂正させていただきます。

以上でございます。

.....
○議長（若山 征洋君） じゃあ次、花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 6番、花畑明です。防犯カメラの設置についてを、4項目に分けて質問をしていきます。

まず1番目に、現在、町内には何台ほどの設置がございますかということでしたが、先ほど同僚議員からの御質問に対して、その中での御答弁がありまして、24台ということがわかりましたので、それに関連しまして、それでは、その24台のうちに、どんなタイプのものを設置をされておるのか。例えば、何時間記録可能だとか、発光するものであるとか、いろいろあるとは思いますが、その説明をいただけますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 防犯カメラの設置管理課の産業建設課がお答えさせていただきますと、まず、吉富町が設置する防犯カメラの運用に関する要綱で、記録するデータにつきましては、1週間程度としております。また、記録時間につきましては、24時間記録するタイプで、夜間につきましては、赤外線による映像記録。ただし、夜間につきましては、赤外線による撮影でありますことから、白黒での撮影となります。そういったタイプのものの防犯カメラを現在設置しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） いろいろ同僚議員からの質問の中にもございましたが、それなりにしっかりと設置をされていると思うんですが、現状の安全対策では、まだまだ必要な場所がたくさんあるなど考えます。

そこで、町が制定をしている防犯カメラ設置については、例規集に要綱があるということですが、何年ほど前に作成されたものなのか。また、他の市町村と比べ、特化した項目があるのでしょうか。お知らせ願います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 防犯カメラ運用に関する要綱につきましては、平成25年7月10日に要綱を定めております。本町独自のということは特段ございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） そういうことでありますが、この要綱に照らし合わせながらも、時代のニーズに沿って変更していく必要もあるのではないかと考えます。現在では、防犯カメラコンサルタントという方たちも随分と活躍をされているようにお聞きしますし、自治会を初め、PTAや地元警察等とも協働をし、設置が必要と思われる箇所を掘り下げるといふか、検証をする協議会や話し合いが必要ではないかと思いますが、そのところいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

やはり器物破損や不法投棄などが繰り返し行われている特定された場所、または、窃盗事件などが繰り返し発生している地域、そういった地域があれば、設置について検討をする必要があると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） ②の事件、事故の抑止にもつながる防犯カメラの増設について、どう考えますでしょうかという質問です。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防犯カメラの増設につきましては、先ほど申し上げたような危険箇所には、設置する検討をする必要があると思います。しかし、それ以外の多くの場所に設置することは、今のところどうなのかなというふうに考えております。多くの場所にカメラを設置し、カメラで監視されている町が、果たして住民にとって住みよい町なのかという疑問がございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） まさしくおっしゃるとおりだと私も考えておりますが、少しずつでも、これは危険だなと、また、いろんな方々からの要望がある場所には、ふやして行ってほしいなと考えます。

皆さんの記憶にもはっきりとしていると思います。ことしの8月に起こった中学生男女の殺害事件。これは、子供を持つ親にしてみれば、本当にぞっとするような事件でありました。また、タイのバンコクで起きた爆破事件や、東京のJRのケーブル、——ケーブル火災でしたか、それもそうでしたが、この防犯カメラがきちんと適材適所に設置をされ機能をしていただのおかげで、早期の犯人逮捕、事件の解決に結びついたのは、これはもう周知の事実だと思います。

住民のための安全で安心なまちづくりは、私たちの町の、これはもうメインテーマですよ。これは、事件が起こった後に慌てて設置をされても遅いわけで、タイムリーに実行してほしいと思います。

防犯カメラとは違うんですけども、私の住んでる地域のところに、昔、外灯がなかなかなくて暗かったんですね。そこに、私のもとにあそこに外灯をつけたらいいのになということがありましたので、自治会長さんのほうにもお願いをしてやってたんですけども、なかなかつきません。やっぱりこれは、町のルールもあります。何台か一緒になってからお願いをするとかいうのがあったんだろうと思いますが、お願いをした次の日に、そこで事件が起きました。慌てて、次の日にはもう外灯がついてたんですけども、そういう意味と合わせて考えていただきたいなと思っております。

③に入ります。民間の事業者等が設置を希望する場合、補助金を交付するお考えはございますかという質問です。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のところ、民間が設置する防犯カメラへの補助金は考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） この答弁に対しても、これはもう、ぜひ協議を進めて行ってほしいと思います。防犯カメラの設置費を補助する自治体は、もうこれ、近隣でもどんどんふえています。市と町は比べようにはなりません。例えば、北九州市は、町内会や民間事業者にも既に補助金を出しているそうです。ぜひとも前向きにお考えをいただき、治安強化の一助としてほしいと思いますが、再度、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防犯カメラは、やはり個人のプライバシーの保護というのが大切だというふうに思っております。町が補助金を出して、民間が設置するということになります。その民間がどういうふうにプライバシーを保護していくかというところを、十分補助金を出す以上は、町として大切にしていってほしいと。そういった体制を整えた上で、補助金というものは検討していかなければならないと思っております。今の時点では考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） そうですか。おっしゃることも十分に理解はできます。今は、都会に行けば、スーパー銭湯あたりにも、脱衣所の中にも防犯カメラがついているような時代でありまして、それぞれの立場でじっくりと考えてほしいなと思います。

④の小学校、中学校の児童生徒の通学路、またその周辺、まあ質問書には書いてなかったんですが、その周辺への設置は急務と思いますが、また、質問項目にも、またこれも申しわけないんですけど、書いてはなかったんですけど、学校内の必要と思われる箇所も含めて、設置のお考えはないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

近年、日本全国で、児童の通学路での連れ去り事件や、通り魔的な犯罪等が発生しまして、それに伴い、通学路等への防犯カメラの設置に取り組む自治体がふえております。御存じのように、通学路の防犯カメラの設置は、学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完する目的で整備されるものでありまして、重要なツールとなっておりますが、一方で、先ほど総務課長も言われてましたが、知らないうちに自分の容貌などが撮影されまして、目的以外に利用されることなどの不安を訴える方もおられ、プライバシーに十分配慮し、防犯カメラを利用しなければならないというふうに考えております。

それで、現在、本町では、児童の見守り活動としまして、学校、PTAで統一行動日を毎月定め、取り組みを行うとともに、吉富町青少年育成町民会議からも呼びかけを行いまして、地域の皆様による吉富町子どもを見守る運動を実施し、また、町の防犯組合による防犯パトロールを週2回、児童の下校時間を中心に行っているところであります。町民会議の呼びかけによる見守り運動は、年度初めの統一的な取り組みに加えまして、朝夕の散歩時、それから、日常生活の中でも、児童の見守りを行っていただいております。

御質問の通学路への防犯カメラの設置というのも、児童の見守りの一つの手段であるとは思いますが、現在のところ、先ほどお話したような見守り活動を中心に行っていきたいというふうに

考えております。

それで、今後、カメラの設置につきましては、どのような位置に設置すれば効果が期待できるのか、また、通学道路といいましても町内全域にわたりますので、設置個数やその費用、あるいは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和など、さまざまな角度から、先ほど②の質問のほうで花畑議員さんも言われましたとおり、警察を初め、道路管理者、学校関係者、地域の関係者等々と意見を聞きながら、設置や運用の方法について研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 通学路といいましても、その全域にわたるっていうことじゃなくて、やはり先ほども言いましたように、いろんな方々を巻き込んで、危険な箇所、ここは絶対必要だなというところが必ずあると思います。そういうところに特化してでも、少しずつでもふやしていければいいんじゃないかなと思います。

また、駅や公園についでるカメラがプライバシーの侵害っていうふうに、ちょっとこれは当たらないとは思うんですね。だから、プライバシーと命とどちらが大事なのかなというところにも行き着いてしまうんですけど、まあそういう極論は別として、プライバシーを守りながらも、この制度は少しずつでも前向きに歩いていってほしいなと思います。

あと、学校の関係で何か、教育長、ございますか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 小学校に防犯カメラを設置するという第一のやっぱり目的っていうのは、学校の敷地内、それから、校舎内外への外部者の侵入を予防することだと思っております。その設置につきましては、先ほど課長のほうから述べましたが、やはりどのような位置に設置すれば効果が期待できるかとか、プライバシーの関係とか、そういった設置や運用について、今後、研究をしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） ですから、そういった協議会を早急に立ち上げていただいて、十分な討論をしていってほしいなと思います。何事もタイミングが大切かと思えます。喫煙や一方的な暴力、そして、いじめ、校内で先生に対してのあるまじき暴力行為等もございました。教師や親、保護者だけでなく、この行政や我々、地域の方々とも知恵を出し合って、犯罪抑止や事件の早期解決につながるであろう、この防犯カメラの適材適所への増設、設置の早期実現に向けていくのが、我々の責務の一つと考えています。

再度、今の吉富町の安全体制で十分だとお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今は、吉富町では、吉富町防犯組合が、週3回、青パトで防犯活動を行っていただいております。それとか、今、先ほど申し上げましたように、子ども見守り運動を実施しているところでございます。そういった方々の努力で、今のところ重大な事件、事故が起こっておりません。今後もそういった形で見守ることを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（6番 花畑 明君） ちょっと答弁になってないと思うんですけど、増設していくという考えの協議会あたりは、話し合いを進めていくのかどうかという質問でありました。やはり安全対策にとって、100%というのはあり得ないことでありまして、できるだけ早いときに危険な場所だと思われるところをきちっと把握をされて、先ほど総務課長がいろんなところを見て回ったという、大変関心をいたしました。その一環として、そういうところも巡回をしていただいて、ここはどうしても早期に設置をしたほうがいいなというところがあれば、そういうところからでも結構ですので、始めていただければと思います。

余談にはなるんですけども、鈴熊のどんぐり公園でしたかね。どんぐり公園に防犯カメラを設置していて、中学生でしたか、その防犯カメラによじ登って、カメラの位置を変えようとして、その変えるときに、自分の顔がその防犯カメラにアップで写っていた。上向き上げてたようでしたけど、何を考えてのことなのかはよくわかりませんが、そういう意味合いでも、やはり防犯カメラは、子供たち、児童生徒にとっては何となく気になる存在なんだろうなと思います。今は、こないだ見に行きましたら、何ちゅうかな、有刺鉄線か。ああいうのも少し巻いてたところも見ました。そういうことも踏まえて、今後の防犯カメラについて協議を進めてほしいと思います。これで結構です。

一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。お疲れさんでした。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時48分散会
